平成29年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議(第2回)

日時: 平成 30 年 3 月 28 日 (水) 15 時~17 時

場所:関内新井ホール

次第

- 1 こども青少年局長挨拶
- 2 平成29年度の計画推進の取組状況について
- 3 平成30年度における取組について
- 4 横浜市ひとり親家庭自立支援計画(平成30年度~34年度)の策定について
- 5 その他

【配布資料】

資料1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿

資料2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿

資料3 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱

資料4-1 平成29年度の計画推進の取組状況について

資料4-2 地域における子どもの居場所づくりの推進について

資料 5 平成 30 年度予算における取組について

資料 5-別紙1 地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業における平成 30 年度の取組 について

資料5-別紙2 横浜市子どもの学習支援・生活支援関連事業一覧

資料 6 横浜市ひとり親家庭自立支援計画(平成30年度~34年度)原案について

資料7 平成30年度の会議開催について

【別添資料】

横浜市ひとり親家庭自立支援計画(平成30年度~34年度)原案

平成29年度 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿

【有識者・支援団体等】 (50音順、敬称略)

	氏名	所属·役職等
1	ア オ ト ヤスシ 青 砥 恭	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 代 表
2	オキノ マ サ ミ 沖 野 真 砂 美	横浜市主任児童委員協議会 南区代表
3	コゾノ ヤヨイ 小 園 弥 生	(公益財団法人)横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センタ ー 横 浜 南 管 理 事 業 課 長
4	タナベ ユウコ田 邊 裕 子	横浜市社会福祉協議会地域活動部長
5	ハマ ダーシズ エ 濱田 靜江	社会福祉法人たすけあいゆい代表(児童家庭支援センターむつみの木・ゆいの木センター長)
6	マツハシ ヒデユキ 松 橋 秀 之	社会福祉法人日本水上学園園長
7	ュザワ ナオミ 湯 澤 直 美	立 教 大 学 コミュニ ティ 福 祉 学 部 福 祉 学 科 教 授
8	ヮゟナベ カッミ 渡 辺 克 美	よこはま南部ユースプラザ 施設長

【行政職員】 (機構順、敬称略)

	氏名	所属•役職等
1	ョ * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	港 南 区 こ ど も 家 庭 支 援 課 長
2	タカイワ キョウコ 高 岩 恭 子	横浜市東滝頭保育園園長
3	イトウ ヤスキ 伊 藤 泰 毅	港北区生活支援課長
4	カワジリ 計 ハル 川 尻 基 晴	こども青少年局 南部児童相談所長
5	まれ カズ ロウ 宮 生 和 郎	横浜市立子安小学校校長

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿(H29.10.1現在)

	所属・補職	氏 名
局長	こども青少年局長	田中博章
☆ 77 E	こども青少年局副局長(総務部長)	齋 藤 聖
部長	こども青少年局青少年部長	宮 谷 敦 子
	こども青少年局企画調整課長	福嶋誠也
	こども青少年局青少年育成課長 (代理)青少年育成課担当係長	村 上 謙 介 (代理)安形和倫
	こども青少年局青少年相談センター所長	内 田 太 郎
	こども青少年局こども家庭課長	谷 口 千 尋
	こども青少年局こども家庭課児童施設担当課長	岩 田 聡
課長	こども青少年局中央児童相談所支援課長	佐 藤 一
	こども青少年局子育て支援課長	永 井 由 香
	こども青少年局保育・教育運営課長	武 居 秀 顕
	健康福祉局企画課長	平 木 浩 司
	健康福祉局生活支援課長	鈴 木 茂 久
	教育委員会事務局教育政策推進課担当課長 (代理)教育委員会事務局教育政策推進課担当係長	島 谷 千 春 (代理)伊藤恵美
	こども青少年局企画調整課企画調整係長	柿 沼 千 尋
係 長	健康福祉局企画課担当係長	松 島 雄 一
	教育委員会事務局教育政策推進課担当係長	伊 藤 恵 美

◆関係行政職員名簿

	所 属 · 補 職		氏	名	
	こども青少年局こども家庭課こども家庭係長	八	木	慶	子
係 長	こども青少年局こども家庭課担当係長	藤	浪	博	子
	こども青少年局こども家庭課施設整備担当係長	藤	田	健	1

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱

制 定 平成 28 年 8 月 22 日 こ企第 180 号 (こども青少年局長決裁) 最近改正 平成 29 年 7 月 5 日 こ企第 110 号 (こども青少年局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議(以下、「計画推進会議」という。)の運営に関し必要な基本事項を定める。

(目的)

- 第2条 こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長は、「横浜市の子どもの貧困対策に関する計画」(以下、「計画」という。)に関し、次に掲げる事項について計画推進会議の委員に助言を求める。
- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 支援に係る事業・取組の実施に関すること。

(委員)

- 第3条 計画推進会議の委員は、子どもや若者への支援や取組について関わり の深い団体・組織等から適当と認める者へ就任を依頼する。
- 2 委員の任期は、就任した日から当該年度末までとする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会議)

- 第4条 計画推進会議の会議は、こども青少年局長が招集する。
- 2 計画推進会議の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

(分科会)

- 第5条 困難を抱える家庭の子どもやその保護者、重い困難を抱える子どもへの支援についての専門的な事項に関し、意見交換を行う必要があると、こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長が認めるときは、分科会を設置し、分科会の委員に助言を求める。
- 2 分科会の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

(謝金)

第6条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、行政機関、関連団体の職員等にはこの限りではない。

(意見の聴取等)

第7条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に計画推進会 議への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要 な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 計画推進会議(分科会を含む)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴手続等)

- 第9条 計画推進会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿 に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。
- 2 傍聴定員は、先着順で10人とする。
- 3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。
- 4 傍聴人は、静粛を旨とし、計画推進会議の進行の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(事務局)

第10条 計画推進会議の事務局は、こども青少年局企画調整課、健康福祉局企 画課及び教育委員会事務局教育政策推進課におき、庶務は、こども青少年局 企画調整課が務める。

附則

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

平成 29 年度の計画推進の取組状況について

1 29年度の重点取組

重点取組 I 困難を抱える子ども・若者・家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

いわゆる「子ども食堂」等の地域の取組は、継続することで、子どもにとって安心できる「地域における子どもの居場所」となり、困難を抱える子どもの気づきや見守り等が可能となります。

区社会福祉協議会を「地域における子どもの居場所づくりの相談窓口」として位置づけ、区社協を中心に、団体や新たに取り組みたい人を支援することにより、子どもにとって身近なエリアで「子ども食堂」等を増やしていくためのモデル事業を実施しました。

また、支援につながっていないひきこもり等困難を抱える若者を自立支援機関などにつなげていく ため、新たに区役所において定期的な専門相談を実施しました。

事業名	でに知的な専門相談を美施しました。 取組及び新規・拡充内容	30年3月末の状況
「子ども食堂」等の創設・継続支援(地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業)	区社会福祉協議会を相談窓口とし、助成制度や地域人材の情報を提供するなどにより「子ども食堂」等地域の取組の創設・継続を支援し、効果的な支援方策を検討 〇モデル実施【磯子区・港北区】	4月では、 4月では、 4月では、 4月では、 4月では、 4月では、 4月では、 4月では、 4月では、 4月では、 4月では、 4月では、 4月では、 4月では、 5日では、 5日では、
区役所におけるひきこもり 等の専門相談の実施(地域ユースプラザ事業)	地域ユースプラザ職員を定期的に派遣し、区役所 に専門相談の窓口を設置 〇新規実施【全区で、月2回】	5月〜全区で専門相談開始 【相談実績】287件(4月※ 〜2月) ※瀬谷区は平成28年度から先 行実施しているため、4月から の相談件数を含む

資料4-1

重点取組Ⅱ 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援

経済的困窮等、困難な状態にある家庭の子どもは、落ち着いて勉強できる環境が整っていないことや学習の習慣が身についていない等の事情により、低学力や学習に遅れが生じている場合があります。また、保護者の健康状態や長時間の就労で子どもと過ごす時間が確保できないなどの事情により、子どもの養育環境が十分に整えられていない場合があることから、将来の自立に向けた基盤づくりのため、子どもに直接届く、学習や生活の支援を充実しました。

事業名	取組及び新規・拡充内容等	30年3月末の状況
寄り添い型生活支援事業	養育環境に課題がある子どもの生活習慣(食事、歯磨き、掃除など)の習得及び向上、学習支援 ○実施区数の増【新規3区(28区→2911区)】	9区で実施 ※29年度は新たに港北区で 事業開始(30年1月) 30年4月より都筑区で事業 開始予定
ひとり親家庭児童の生活・ 学習支援モデル事業	ひとり親家庭の子どもの、食事の提供を含む、 夕方以降の生活の支援 ○モデル実施継続 【2か所(劉2か所)】	2か所で8世帯 15 人が利用
寄り添い型学習支援事業 (健康福祉局)	生活困窮世帯の子どもの高校進学に向けた学習意欲や学力の向上のための学習支援 ①中学生の受入拡大 【3818 区・28 会場・720 人→2918 区・31 会場・810 人】 ②高校中退防止の強化	①4月~90人受入枠拡大開始(登録者数(1月):773人)②「高校中退防止の強化」の取組:18区で実施(登録者数(1月):201人
放課後学び場事業 (教育委員会事務局)	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が 十分に身についていない中学生に対する学習 支援(学校等において実施) ○実施か所数の増【20校→2040校】	・42 校で実施

重点取組Ⅲ 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

ひとり親家庭は、生活、就業、子育て等様々な面で困難を抱えやすく、経済的にも不安定になるリスクが高い状況があることから、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた生活、就労、子育で等の総合的な支援を充実しました。

事業名	取組及び新規・拡充内容等	30年3月末の状況
	介護ヘルパーなどの職業能力開発の講座受講	4月~事業開始
自立支援教育訓練給付金	者への受講料支給 ○雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給	(申請実績 80 件)
	を受けるひとり親に対する差額の支給	
	高等職業訓練促進給付金の受給者に対し入学	29年3月から事業開始(申請
	準備金 50 万円、就職準備金 20 万円を貸付。	実績:入学準備金9件、就職
高等職業訓練促進資金貸付	資格取得した日から1年以内に就職し、取得	準備金 11 件)
事業	した資格が必要な業務に5年間継続して従事	
ず 未	した場合は返還を免除。(28年度12月補正で30	
	年度までの事業費の計上を行い貸付を実施)	
ひとり親家庭自立支援計画	次期計画(30~34年度)の策定	 ○アンケート実施 ○支援者・当事者ヒアリング実施 ○策定連絡会開催 (9・11・2月) ○市民意見募集(12~1月) ○計画策定(3月) ※詳細資料5のとおり

地域における子どもの居場所づくりの推進について(平成 29 年度地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業の取組状況まとめ)

1 目的

近年盛んになっている、いわゆる「子ども食堂」等地域の取組は、28年3月に策定した「横浜市子どもの貧困対策に関する計画 (28~32 年度) |の施策の柱「気づく・つなぐ・見守る」に位置付けています。困難を抱える子どもや家庭に寄り添い、見守ることにより、 孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めることとしています。

- ○「子ども食堂」等の地域の取組は、孤食の防止に加え、担い手との信頼関係ができることで、子どもにとって安心できる居場所となりま す。困難を抱える子どもへの気づきや見守り等が可能となるためには、子どもにとって身近なエリアで、継続的に開催されることが重要 です。
- ○区社会福祉協議会を地域からの相談窓口として、「子ども食堂」等の創設・継続を支援するモデル事業を 29・30 年度の2か年で 実施し、本市の子どもの居場所づくりのあり方を検証し、子どもの居場所づくりに対する効果的な支援方策をまとめます。

<モデル事業の検証内容>

- ①地域の主体性や柔軟性を尊重するとともに、本市における子どもへの気づきや見守りにつながる子どもの居場所づくりのあり方(頻度、 取組内容等)
- ②子どもの居場所づくりを進めるための効果的な支援方策について

2 地域の子どもの居場所づくり及び関連する取組情報の調査について

子どもや家庭にきめ細かな支援が届くために、地域や民間の果たす役割は大変重要です。

今後、これらの取組と行政の連携や、担い手とのネットワークづくり等について検討するため、市社会福祉協議会において、地域にお ける子どもの居場所づくりに関する取組や支援内容等について調査しました。

◇調査結果の概要(市社協調査、29年7月速報)

《全体》

○実施か所 129 か所

○内訳 ①子ども食堂:71 か所 ②学習支援:32 か所

③居場所:13か所 4)社会体験の場:5か所

⑤障害のある子どもの余暇支援・不登校の子どもの居場所

など特定の対象者の居場所:8か所

«上記のうち、「子ども食堂」の概況»

○実施か所 71 か所 (28 年 7 月:39)

○実施主体 地域団体・地域ボランティア…34 か所(同:17)、

社会福祉法人···14 か所(同:3) N P O法人···14 か所(同:7)

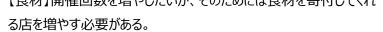
- ○併設機能 居場所、学習支援機能を併設…51か所(7割)
- ○開催回数 月1回…40か所、週1回以上…11か所
- ○子どもの参加料金 無料…20 か所(3割)、100円…34 か所(5割)
- ○課題(取組団体へのヒアリングにより把握)

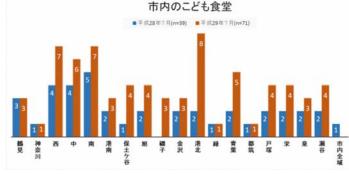
【周知】子どもの参加者が定着しない。 支援が必要な子ども・家 庭に情報を届けることの難しさ。

【財源】立ち上げに必要な経費に対する助成金制度に関する情報 提供。公的な助成金は食材費に使えない。

【人材】継続的なボランティアの確保。担い手を増やしたいが、誰で もいいというわけにはいかず難しい。

【食材】開催回数を増やしたいが、そのためには食材を寄付してくれ





①, 71

(2). 32

3 モデル区 (磯子区・港北区) における取組について

(1) 子どもの居場所づくりに関する相談支援について

モデル2区の区社会福祉協議会を「地域における子どもの居場所づくりの相談窓口」とし、区社会福祉協議会が持つ情報や支援メ ニュー等を活用して地域住民等からの子どもの居場所づくりや関連する相談について、窓口、電話、出張等により対応しました。

(2) 子どもの居場所の立ち上げ・継続の支援について

モデル2区において、地域主体で「子ども食堂」等を新たに立ち上げるため、区社会福祉協議会を中心に、区等とともに機運のある 地域に対し、人材確保のための勉強会の開催や開催場所確保のための地域ケアプラザとの調整、地域の子どもへの周知支援など、 継続的に支援しました。

その結果、立ち上がった「子ども食堂」等の取組は、8か所(磯子区:5か所、港北区3か所)ありました。

	名称及び取組内容	実施場所	開始時期	実施主体	頻度等
磯	キッチンうめちゃん	新杉田交流スペース	29年8月	ボランティア団体	月1回
子	(子ども食堂)				
区	わいわい食堂	上笹下地域ケアプラザ	29年9月	地域関係者の運営委員会	月1回
	(子ども食堂)				
	プラザ de ごはん	磯子地域ケアプラザ	29年9月	ボランティア団体	月2回
	(子ども食堂)				
	屏風みんなのキッチン	屏風ヶ浦地域ケアプラザ	29年11月	ボランティア団体	月1回
	(子ども食堂)				
	こどもすまいる食堂	滝頭地域ケアプラザ	30年3月	ボランティア団体	月1回
	(子ども食堂)				
港	地域食堂ダイニング 28	新羽地域ケアプラザ	30年1月	ボランティア団体	月1回
北	(子ども食堂)				(毎月 28 日)
区	たまりばこづくえ(仮称)	城郷小机地域ケアプラザ	30年3月7日	地域関係者の実行委員会	2回目以降の
	(子どもの居場所)				実施日未定
	【3月末開始予定】	樽町地域ケアプラザ	30年3月28日	地域関係者の実行委員会	2回目以降の
	(名称未定)				実施日未定
	(子ども食堂)				

4 モデル区の取組を踏まえた市域での取組について

(1)「手引き」の作成について

今年度のモデル区での相談支援に関するノウハウ等を生かし、「子ども食堂」の立ち上げのための支 援メニューや先進事例を掲載した手引きを作成します。(3月末)

30 年度はこの手引きを活用し、市内の区社協において地域の居場所づくりに関してより丁寧できめ 細やかな支援を行うこととしています。

(2) ウェブサイトの立ち上げについて

身近な地域における子ども食堂等の取組の開催状況や支援内容等に関する情報の発信、取組 団体同十の情報共有による連携促進等を行うためのウェブサイトを立ち上げます。(3月末)

30年度は、このウェブサイトの地域の取組情報の充実や子どもの居場所づくりに関心のある方に向け、 活動されている方からのメッセージ等を掲載し、地域における子どもの居場所づくりの機運の醸成を図ります





【連携】地域との交流が持てていない。支援が必要な子どもを気づいた時の公的機関や学校との連携が必要。・・・等

子どもの 貧困対策

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画(28~32年度)」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。

30年度は、いわゆる「子ども食堂」等の地域における子どもの居場所づくりに対する支援や子どもの生活・学習支援に加え、特に困難を抱えやすい児童養護施設等退所後児童やひとり親家庭の自立に向けた支援を強化します。

|横浜市子どもの貧困対策に関する計画の概要

計画の対象

年齢層:生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね 20 代前半まで状

況等:現に経済的困窮状態にある子ども・若者、家庭に加え、保護者の疾病・障害、ひとり親家庭、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、家庭 など

計画の体系

※()は主な取組例

◆ 子どもの貧困対策の基盤

子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進 (乳幼児期の教育・保育の保障/学齢期の全ての子どもに対する教育の充実)

◆ 5つの施策の柱

施策1 気づく・つなぐ・見守る (学校と区役所等の連携等)

施策2 子どもの育ち・成長を守る (ひとり親家庭児童の夕方以降の生活の支援 等)

施策3 貧困の連鎖を断つ (将来の自立のための高校進学に向けた学習支援等)

施策4 困難を抱える若者の力を育む(困難を抱える若者の自立に向けた環境整備 等)

施策5 生活基盤を整える (生活保護などの生活基盤を支える現金給付 等)

平成30年度の重点取組

I 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業・取組名 取組内容等 モデル区(磯子区・港北区)の区社会福祉協議会を相談窓口と し、子ども食堂等の地域の取組に対する新たな助成金や担い手の 「子ども食堂」等の創設・継 確保等の活動支援を行い、身近な地域における子どもの居場所づ 続支援 【拡充】 くりを推進するための効果的な支援方法を検討 (地域における子どもの居場所づ 〇月2回以上の取組の創設·拡充に対する助成金【10 万円/団体】 くりサポートモデル事業) ○啓発講座開催等による人材確保 ○運営ノウハウ等共有のための団体間の関係づくり 等 支援につながっていないひきこもりの方を支援につなげるため、地 ひきこもり等の若者支援セミ 域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナ ナー・相談会の実施【新規】 一・相談会を実施 (地域ユースプラザ事業) ○新規実施 18 回(各区1回)

□ 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」		
事業・取組名	取組内容等	
寄り添い型生活支援事業【拡充】	養育環境に課題がある子どもの生活習慣(食事、歯磨き、掃除など)の習得及び向上、学習支援 ○実施区数の増 2区増(30年度:12区) ○瀬谷区の実施場所を1か所増設することによる受入枠の拡大	
ひとり親家庭児童の生活·学 習支援モデル事業 【継続】	ひとり親家庭の子どもの、食事の提供を含む、夕方以降の生活の支援(30年度:2か所)	
寄り添い型学習支援事業 【拡充】 (健康福祉局)	生活困窮世帯の子どもの高校進学に向けた学習意欲や学力の向上のための学習支援及び高校進学後の中退防止の取組の中学生の受入拡大 140人増(30年度:18区950人)	
放課後学び場事業 【拡充】 (教育委員会事務局)	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない中学生に対する学習支援(学校等において実施) ○実施校の増 16 校増(30 年度: 58 校)	

Ⅲ 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等退所後児童のアフターケア」

事業・取組名	取組内容等
施設等退所後児童の居場所の 運営等 (就労相談・生活相談の充実)	施設等退所後児童の居場所(よこはま PortFor)の運営や、就職後のフォローアップ、居住場所等の生活全般にわたる相談支援及び、 資格等取得資金・大学進学等の給付金の支給
アウトリーチ型相談支援の実施 【新規】	居場所の支援コーディネーターの訪問等による継続的な状況把握や 児童に寄り添ったサポートなどの自立に向けた支援を実施 〇支援コーディネーターの配置

Ⅳ 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業・取組名	取組内容等	
児童扶養手当【拡充】	平成 30 年 8 月分から全部支給の所得制限限度額を緩和	
高等職業訓練促進給付金事 【拡充】	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、3年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給 ○支給対象者の拡充(准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために修業する場合、通算3年を上限に支給) ○対象資格の拡大(295資格→3010資格)	
母子家庭等就業・自立支援センター事業 【拡充】	就労支援をはじめとした自立支援を「ひとり親サポートよこはま」で実施 ○相談支援機能の強化(就労支援員の区役所派遣回数の増) ○養育費セミナーの回数増(294回→306回)	
母子父子寡婦福祉資金 【拡充】	ひとり親家庭の子どもが就学するために必要な経費の貸付 〇大学院を新たに対象として拡大	

-平成30年度における主な取組について―

子どもの貧困対策に関する取組

28年度末に策定した「横浜市子どもの貧困対策に関する計画(28~32年度)」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。

子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

○★乳幼児期の教育・保育の保障

(負担軽減の拡充:市民税所得割額 77, 100 円以下世帯)

○★私立幼稚園就園奨励補助

(負担軽減の拡充:市民税所得割額 77, 100 円以下世帯)

- ○乳児期・幼児期・小学校の連携・接続
- ○一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上【教育】
- ○子どもの社会的スキルの向上【教育】
- ○食育の推進及び生活環境により昼食の用意が困難な生徒への ハマ弁を活用した支援 【教育】

子どもの貧困対策の基盤

- ○<u>★地域と連携した放課後の学習支援</u> 【教育】
- (放課後学び場事業 16 校増、累計 58 校)
- ○自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・ 学校づくり【教育】
- ○発達の段階に応じたキャリア教育の推進【教育】
- ○登校支援の取組【教育】
- ○貧困問題の学校における理解促進【教育】

施策の5つの柱

施策1 気づく・つなぐ・見守る

- 1 母子保健施策・地域子育て支援施策
- ○★<u>妊娠期から子育て期にわたる相談支援</u> <u>(母子保健コーディネーター(仮称)の配置</u> モデル3区増(6区))
- ○地域子育で支援拠点における利用者支援事業の実施
- 2 学校と区役所等の連携
 - ○区役所の学齢期対応の窓口の一本化
 - ○★スクールソーシャルワーカーの体制拡充、カウンセラー及び児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭の配置【教育】
 - ○高校就学継続・進路選択等の支援【一部教育】
- 3 総合的な児童虐待防止対策の推進
 - ○児童虐待防止啓発地域連携事業

- ○保育所等での見守り強化
- ○児童相談所等の相談・支援体制の充実
- 4 生活困窮者への自立支援
 - ○区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化【健福】
 - ○地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウト リーチ型の自立相談支援事業の推進【健福】
- 5 子どもを支える地域の取組の支援
 - ○★「子ども食堂」等の創設・継続支援 (地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業)
- 6 困難を抱える若者の相談の機会の充実
 - ○区役所におけるひきこもり等の専門相談 (地域ユースプラザ事業)
 - ○★ひ<u>きこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施</u>

施策2 子どもの育ち・成長を守る

- 1 子どもの育ち・成長の保障
- ○★乳幼児期の教育・保育の保障(再)
- ○★私立幼稚園就園奨励補助 (再)
- ○乳児期・幼児期・小学校の連携・接続(再)
- ○学齢期以降の子どもの居場所
- 2 ひとり親家庭等の困難を抱える子どもへの支援
 - ○ひとり親家庭児童の生活・学習支援(モデル事業2か所)
- ○★寄り添い型生活支援事業 (2区増 (12区)、受入拡充1区)
- 〇日常生活支援事業
- ○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- ○ひとり親家庭等医療費助成
- ○就学援助·私立学校等就学奨励制度【教育】

施策3 貧困の連鎖を断つ

- 1 学習支援
- ○★寄り添い型学習支援事業 【健福】
- (受入拡充 140 人増 (950 人)、高校中退防止の強化)
- ○ひとり親家庭児童の生活・学習支援(再)
- 2 進学支援・就学継続支援
 - ○被保護者自立支援プログラム(教育支援専門員)【健福】
 - ○高校奨学費【教育】

施策4 困難を抱える若者の力を育む

- 1 困難を抱える若者の相談・就労支援体制
 - ○青少年相談センターにおける相談・支援事業 ○地域ユースプラザ事業
 - ○若者サポートステーション事業
 - ○よこはま型若者自立塾における支援

2 困難を抱える若者の自立に向けた環境整備

○<u>★施設等退所後児童アフターケア事業</u>(居場所の運営等、アウトリーチ型相談支援の実施)

施策5 生活基盤を整える

- 1 生活基盤を支える現金給付
- ○生活保護【健福】○★児童扶養手当
- 2 保護者の就労促進
 - ○被保護者や生活困窮者への就労支援【健福】
 - ○母子・父子家庭自立支援給付金事業

- ○★母子家庭等就業・自立支援センター
- ○★高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(再)
- ○★高等職業訓練促進資金貸付事業
- 3 子育て世帯への経済的支援等
 - ○児童手当
 - ○小児医療費助成【健福】
 - ○★新たな住宅セーフティネット事業【建築】

【教育】教育委員会事務局、【健福】健康福祉局、【建築】建築局 無印はこども青少年局所管事業 ★は30年度予算の新規・拡充事業

「地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業」における 平成 30 年度の取組について

1 モデル区 (磯子区・港北区) における取組について

29 年度に引き続き、いわゆる「子ども食堂」等地域の取組の創設・継続を支援するモデル事業を2区(磯子区・港北区)で実施します。

地域支援の実績のある区社会福祉協議会を相談窓口とし、新たな助成金や、担い手の確保、団体間の関係づくり等に関する活動支援を行い、地域における子どもの居場所づくりへの効果的な支援方法を検討します。

【平成 30 年度に新たに取り組むこと】	内容
助成金制度による月2回以上の取組の創設や拡充	月2回以上の取組を新たに立ち上げる場合や既存の取
に対する支援	組を拡充して月2回以上開催する場合に、助成金(10
	万円/団体)を交付します。
啓発講座や研修開催による人材確保に対する支援	新たな担い手の確保や、子どもへの支援に係る担い手の
	方のスキルの向上を図るため、区単位等でのセミナー・講
	座等を開催します。
団体間の関係づくりによるノウハウの共有等の支援	団体同士の取組内容や取組のノウハウの共有による活
	動支援のため、ネットワークづくりのための会議を開催しま
	す。
食材の安定的な確保に対する支援	子ども食堂等における食材の安定的な確保のため、フー
	ドバンク等の連携による食材確保支援に取り組みます。
子どもの居場所づくりの取組のコーディネート支援	子どもにとって身近なエリアでの定期的な居場所づくりのた
	め、開催日・内容調整や複数の取組の一体的な周知支
	援 等の活動支援に取り組みます。

2 市域における取組について

ウェブサイトの運営等により、市内各地域の子どもの居場所づくりの取組紹介や助成金制度等の支援メニューの案内を行うなど市域の取組を支援します。

【平成 30 年度に取り組むこと】	内容
ウェブサイトの充実	29 年度に立ち上げたウェブサイトについて、各コンテンツ
	(「地域の取組を検索する」「手伝いたい・支援したい」
	「子どもの居場所等を新しく作りたい」)を充実させ、地域
	における子どもの居場所づくりの支援を行うとともに、地域
	で子どもを支える機運の醸成を図ります。
区社会福祉協議会による相談・支援等	29 年度に引き続き、地域の子どもの居場所づくり及び関
	連する取組情報や支援情報について調査します。
	30 年度は、新たに立ち上げに有益な情報を掲載してい
	る手引きを活用した子どもの居場所づくりへの支援や食の
	安全等に関する情報提供を行います。

〇横浜市子どもの学習支援・生活支援 関連事業一覧

	学習支援 に関する事業				
事業名	放課後学び場事業	寄り添い型学習支援事業			
(所管局)	(教育委員会事務局)	(健康福祉局)			
		○生活保護受給世帯を中心とした生活困窮世 帯の子どもの、高校進学に向けた学習意欲や 学力の向上			
目的・役割	○学習支援が必要な中学生を対象に、学	○貧困の連鎖の防止に向け、将来の進路選択 の幅を広げる			
ar, kn	習習慣の確立や基礎学力の向上を図る	○事業を利用して進学した生徒へに対するアフターフォロー			
		○学習支援を通して、子どものコミュニケーション能力、自分の将来に対する関心や自己 肯定感を高める			
	〇中学生	○主に中学3年生及び事業を利用して高校等 に進学した生徒			
対象者	○主に家庭での学習が困難であったり、 学習習慣が十分に身についていない子ど も	○生活保護受給世帯の子ども、生活困窮世帯 や養育環境に課題があり支援を要する世帯の 子ども等			
	○福祉的制度利用の有無には係わらない	○区において利用の調整・決定を行うため、 福祉的制度につながっていない子どもの利用 はない			
実施内容	大学生や地域住民等の協力による学習支 援	○個別支援の徹底 ・個々の中学生の到達度に応じた支援 (遡っての学び直し支援など) ・大学生ボランティア等による学習支援を通 した精神的な成長の促進 ・志望校に応じた学力向上支援 ○1回あたり2時間程度 ○高校進学後の相談先・居場所の提供等による精神的なサポートを通した高校中退防止			
実施方法	1対複数による自習形式	概ね1対2による個別支援 (多動や不適応など、特に配慮を要する参加者に 対しては、1対1での対応を行う場合もある)			
主な 実施場所	中学校等 (学校施設、コミュニティハウス、地域 ケアプラザ等)	地域の実情に応じ公共施設等 (区社協・福祉保健活動拠点、地域ケアプラ ザ、大学等)			
実施回数	年12回程度 ※学校により差あり ※定期的な実施又は定期テスト前や夏季休業期間中等の 集中的な実施	週2回から週4回 ※利用者は原則週2回までの利用			
受入人数	約30人(1校・1日あたり)※学校により差あり	20~40人程度(1か所・1日あたり) ※1区あたりの受入規模は20~60人程度			
実施主体	学校運営委員会などのボランティア組織又は学校	社会福祉法人、NPO法人、学校法人等の法人			
30年度実施予定	58校 (増:16校)	18区・32会場・950人 (増:2会場・140人)			

生活支援 に関する事業			
事業名	寄り添い型生活支援事業	ひとり親家庭児童の 生活・学習支援モデル事業	
(所管局)	(こども青少年局)	(こども青少年局)	
目的・役割	○養育環境に課題がある家庭に育つ子どもの 生活スキルの向上○宿題や復習等を中心とした学習支援	○ひとり親家庭の子どもの、食事の提供を含む、夕方以降の生活の支援 ○ひとりで家にいることが多いひとり親家庭の子ども特有の課題※に対応し、基本的な生活習慣の習得と健全育成を図る(※親との離別など辛い経験、保護者の長時間の就労等により養育環境が十分に整わず基本的な生活習慣を身に付けていない、学習意欲が低い等) ○モデル事業を検証し、ひとり親家庭の子どもに対する今後の支援策について検討する	
対象者	○小・中学生 ○生活困窮、親の疾病、不就労、外国につながる、ひとり親等、様々な理由により養育環境に課題があり、生活支援を必要とする家庭に育つ子ども等	○主に小学生 ○養育環境に課題があるなど、生活支援を必要とするひとり親家庭の子ども	
実施内容	○手洗い、歯磨きの練習○簡単な調理の指導○食卓の準備、仲間と食卓を囲む○洗濯や掃除等の指導○宿題や復習○1日5時間以上	○食事の提供 ○調理実習 ○宿題や復習 ○18時前後から3時間程度	
実施方法	少人数制による個別支援	少人数制による支援	
主な 実施場所	地域の実情に応じ設定 (民家・集合住宅等借上げによる常設施設)	地域の実情に応じ設定 (母子生活支援施設、児童家庭支援セン ター)	
実施回数	週 5 日 ※利用者は週1~2回の利用	週 1 回	
受入人数	8~15人程度(1か所・1日あたり)	8人程度(1か所・1日あたり)	
実施主体	社会福祉法人、NPO法人等の法人	社会福祉法人、NPO法人	
30年度実施予定 か所数	12区 (新規実施 2区、受入枠の拡大1区)	モデル実施2か所(H28より継続)	

横浜市ひとり親家庭自立支援計画(平成 30 年度~34 年度)原案について

「横浜市ひとり親家庭自立支援計画(平成30年度~34年度)」については、昨年12月の常任委員会において、素案について御報告しました。その後、市民意見募集によるご意見をもとに検討を加えるとともに、平成30年度予算案において具体化した新たな取組等について反映し、原案としてとりまとめました。

1 市民意見募集の実施

素案に対する市民意見募集を、平成29年12月20日から30年1月31日まで実施しました。

- (1) 市民意見募集の結果意見総数 104件(応募数 33 通)
- (2) いただいた市民意見の状況 意見総数 104 件のうち、12 件について、趣旨を踏まえ原案に反映しました。 原案に反映等できなかったご意見についても、今後の計画推進の参考とします。

意見の分類	主な意見			女
	当事者同士の多様な機会がある	Σ流について、当事者団体の NPO と連携するなど、より多 るとよい	8件	
素案を修正し、原案に反映し		ご、身近な場所で、小さな子どもの変化に気付き必要に応 こができる担い手を増やしていくことがさらに必要	2件	12 件
たもの	ひとり親になってからではなく、離婚検討中・調停中のひとり親になる 直前からの公的な相談・支援が必要		1件	1+
	子どもの人権に	ご配慮した視点が必要	1件	
素案に賛同い ただいたもの	ひとり親家庭の)子どもの貧困に対する支援事業の充実を望む 等	4件	‡
	全般	ひとり親は未婚、離婚、死別などその原因がまちまちで ある。ひとり親を差別しない意識改革が必要 等	5件	
	子育てや生活 支援	ひとり親家庭の児童の預かり事業の充実を望む等	24 件	
	就業の支援	母子家庭でも将来安定できる就労支援を希望する 等	5件	
計画推進の参考とさせてい	経済的な支援	収入があり児童扶養手当が全額支給停止になっている場合でも、生活的には苦しい現状がある 等	12 件	88 件
ただくもの等	養育費確保の 支援	調停をし、取り決めをしても何も守られず、もっと強制 力のある法的整備を希望する 等	10 件	· · ·
	相談機能や情 報提供の充実	情報をうまく取れない、制度に関する理解が十分で活用 できない方への支援が必要 等	15 件	
	子ども自身へ のサポート	子どもの成長の場の保障、自己肯定感を高めていけるよ うな支援を望む 等	17 件	
合計				件

 貨
 料
 6
 】

 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議資料

 平
 成
 3
 0
 年
 3
 月
 2
 8
 日

【参考1】市民意見を踏まえ、素案を変更・追加した主なもの

主な意見	変更・追加内容		
当事者団体のNPOなどとの連携	「IV 支援の具体的計画」の「●当事者団体・関係機関との連携」の項目に、相互連携の取組について追記します。(原案 30 ページ)		
子ども食堂などの地域の 担い手を増やしていく	「IV 支援の具体的計画」の「●子ども食堂など地域の取組支援」の項目に、地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業の取組について追記します。 (原案 32 ページ)		
ひとり親になる前からの 相談・支援	「IV 支援の具体的計画」の概要説明に「ひとり親になる前からの支援 の必要性」について追記します。 (原案 29 ページ)		
子どもの人権への配慮	「Ⅲ 支援の基本的姿勢」の概要説明に「子どもの健やかな成長へ向けた子ども自身への支援」について追記します。 (原案 19 ページ)		

2 30年度予算案において具体化した新たな取組、その他変更箇所

児童扶養手当の所得制限限度額の緩和や就労支援の取組の強化等、30年度予算案において具体化 した取組等を、原案に反映しました。

また、事業をわかりやすく一覧にするため、体系化するとともに、計画の進捗管理を適切に執り 行う手法について明記しました。

【参考2】30年度予算案等における主な変更箇所

	具体化した取組等	変更・追加内容		
30	新たな住宅のセーフテ ィネット	「IV 支援の具体的計画」の該当項目に「平成30年度から家賃助成・家賃債務保証低廉化・居住支援を実施」を追記します。(原案23ページ)		
年度予	児童扶養手当の拡充	「IV 支援の具体的計画」の該当項目に「平成30年8月分から全部支給の所得制限限度額が緩和」を追記します。 (原案27ページ)		
算で具	高等職業訓練促進給付 金事業の拡充	「IV 支援の具体的計画」の該当項目に「平成30年度から対象資格を10 資格に拡充」を追記します。(原案25ページ)		
体化した取	母子家庭等就業・自立 支援センター事業の拡 充	「IV 支援の具体的計画」の該当項目に「平成30年度から相談支援機能を強化(就労支援員の区役所への派遣回数の増)」(原案30ページ)、「平成30年度から養育費セミナーの回数増」(原案29ページ)を追記します。		
組	母子父子寡婦福祉資金 の拡充	「IV 支援の具体的計画」の該当項目に「平成30年度から大学院を新たに対象として拡大」を追記します。 (原案27ページ)		
	事業の体系化	「IV 支援の具体的計画」の冒頭に、事業を体系化した「ひとり親家庭自立支援計画体系図」を追記します。 (原案 21 ページ)		
その他	計画の推進にあたっての連携体制・推進体制	「IV 支援の具体的計画」に、「計画の推進にあたっての連携体制・推進体制」として「横浜市子ども・子育て会議における進捗状況の報告並びに子どもの貧困対策の関係区局による庁内連携会議により、計画の PDCA サイクルを確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合的な対策をすすめます。」と追記します。(原案 33 ページ)		

※この内容は、平成30年度予算の議決により確定します。

3 今後のスケジュール

平成30年3月15日 常任委員会(原案説明)

ッ 3月末 計画の確定、市民意見募集結果の公表

" 4月以降 計画の公表・推進

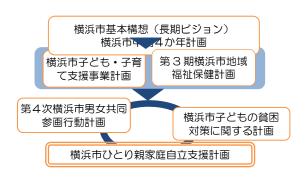
横浜市ひとり親家庭自立支援計画(平成30年度~34年度)原案の概要

1 計画の策定について

(1)計画の位置づけ

本市では、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、 「ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、総合的な支援施策を進めています。

平成26年度に策定した「横浜市子ども・子育て支援 事業計画」や、27年度に策定した「横浜市子どもの貧 困対策に関する計画」などとの整合性を図り、今回は 4期目(平成30年度~34年度)の計画を策定しました。



(第1期:平成15年度~19年度、第2期:平成20年度~24年度、第3期:平成25年度~29年度)

(2) 基本方針

児童の健全な成長が確保されるよう、ひとり親家庭の自立を支援することにより、その世帯 の生活の安定と向上を図ることを目的とします。

(3) 策定期間

5か年(平成30年度から34年度まで)

2 社会的背景

(1)子どもの貧困の問題におけるひとり親家庭の深刻さ

平成28年国民生活基礎調査の結果では、子どもの貧困率は13.9%と3年前の前回調査の16.3%から低下し、数値的にはやや改善に向かっていますが、ひとり親家庭の貧困率は5割を超えています。

(2) 権利擁護の高まり

平成24年の民法等の改正により、離婚の際の親子の面会交流や子の監護に要する費用の分担などが明確化されました。また、養育費の不払いや、面会交流における死亡事件など、さまざまな課題も表出してきています。

(3) 父子家庭ならではの支援ニーズの増加・対応の必要性

平成26年度の母子及び父子並びに寡婦福祉法改正により、父子家庭への支援が拡大しています。父子家庭は比較的収入があることから、ひとり親の支援事業に該当しにくいことや、日常生活の支援の必要性、孤立感など、母子家庭とは異なるニーズへの対応が求められています。

(4)教育費負担の増加傾向 ~給付型奨学金の導入

世帯所得に占める教育費の割合が増大しており、奨学金の貸与を受けても返済が滞るなど、 教育費の確保が課題となっています。日本学生支援機構の奨学金に給付型が導入され企業が新 たにひとり親向けの給付型奨学金を募集するなど、民間資金の奨学金も増えてきています。

3 ひとり親家庭の現状と第4期計画に向けた課題

「平成29年度横浜市ひとり親世帯アンケート調査」結果並びにヒアリング調査の結果を踏まえ、 次のとおり、ひとり親家庭の現状と課題を整理しました。

(1) 子育てや生活支援

現狀

ひとり親は、一人で生計の維持と子育てを担う負担を抱え、何かと「忙しい」「余裕がない」 状況です。DVや児童虐待の問題、疾病や障害など、他の様々な困難を抱えている場合もあり ます。住宅確保の困難のほか、父子家庭では「家事支援」へのニーズが高くなっています。

課題

- ・ヘルパー事業や短期預かり等のニーズの高まりへの対応
- ・公営住宅の優先枠だけでない、民間における低家賃住宅の更なる確保
- ・地域での関係者のつながりづくりの推進と、地域での見守り体制の構築

(2) 就業の支援

現状

母子家庭の86%、父子家庭の90%が就労しています。しかし、父子の正規就労率が66%であるのに対し、母子家庭の母は、パート、嘱託などの非正規職員が50%近くを占めています。 数は多くないものの、ダブルワークなど複数の仕事のかけ持ちも一定の割合でいる状況です。

課題

- ・就労していても、収入、就業形態や子育てとの両立などに困難を抱えている場合が多く、 本人の状況や生活条件に即した、きめ細かな就業支援が必要
- ・収入の安定に向けた就労の支援に加え、心理面のノウハウなど、支援の質の向上

(3) 経済的支援

ひとり 現 在も総 状 経済

母子家庭の約4割が児童扶養手当、養育費等を含む年間の総収入が300万円未満に留まり、 ひとり親家庭になって困ったこととして、多くの人が「生活費が不足している」と回答し、現 在も続いている困り事となっています。

経済的支援は一番助かるという声も多く、大きな支援になっています。また、子どもが大きくなり手当の対象から外れてから自立を模索しても、就職先がなかなかみつからないといった 状況もみられます。

課題

- ・対象となる家庭が適切に支援を受けられるよう、制度周知の取組の強化
- ・手当の対象でなくなった途端に各種制度も使えず、生活の落差が大きいことが不安となる 場合もあるため、中長期展望を持ち伴走型で支援するなど、きめ細やかな対応が必要

(4) 養育費確保の支援

現狀

離婚などによりひとり親家庭の子どもへ支払われるべき養育費について、半数近くの世帯で 取り決めがなく、養育費確保がなされていない状況があります。

課題

- ・養育費の相談や法律相談のニーズの増加への対応
- ・離婚時からの情報提供など、周知の取組の強化
- ・面会交流については課題も多く、子どもの心理的影響にも配慮した支援が必要

(5) 相談・情報提供

現狀

認知度が低く利用が低調な制度もあり、効果的な情報提供が求められています。個々の家庭 状況に応じた適切な機関へつなげていく必要があるほか、相談だけでなく、心理面のサポート を必要とする場合も多くあります。

課題

- ・ひとり親に関する様々な制度の情報提供機能や、相談支援機能の強化
- ・様々な状況に応じて、多面的にアプローチできるよう、当事者団体や関係機関との連携の強化

(6) 子どもへのサポート

母子・父子を問わず、親との離死別等は、子どもの生活を大きく変化させます。

DVや虐待などにより心のケアが必要な場合や、就業などの理由で、親が子育ての時間を取れず、親子の関わりが少ない場合もあります。

親への負担を考え、早くから生活を助けようと、進学をあきらめてしまう状況もみられます。

課題

現状

- ・学習支援や生活支援、面会交流支援など、子ども自身への支援の更なる充実
- ・子ども食堂などの取組の機運が高まっており、地域力による支援の取組の充実

4 基本的な方向性

これまでの計画を振り返り、ひとり親家庭の現状と課題を踏まえ、計画を推進するにあたり、次の3つの視点と5つの重点を、推進にあたっての基本的な方針として位置づけます。

■ 3つの視点 ■ _

- ひとり親家庭の生活の安定に向けた、伴走型の自立支援
- 子どもに届く支援、子どもの視点に立った支援
- ひとり親家庭や子どもを社会全体で支える地域展開の取組の推進

■ 5つの重点 ■ -

① 子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援

従来の計画でも進めてきた生活費の確保や資格取得、職業紹介等の就業支援だけでなく、子育てや心身の健康、家事などの生活支援から就業支援までの総合的支援を充実させます。

② ニーズに応じた適切な相談支援

様々な課題を抱えた家族の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭へ の施策を組み合わせることなどにより、適切な相談や情報提供体制を充実させます。

③ 積極的な情報提供

支援制度が知られていないため利用に至らない現状があるため、わかりやすく、身近で利用 しやすい制度案内について、父子家庭も含め、積極的な情報提供に取り組みます。

④ 当事者同士の交流と支援者の連携

当事者同士の交流や仲間づくりに取り組むと共に、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が孤立せず、地域の中で見守られながら、自立を目指すことを支援します。

⑤ 子どもへの支援

親との離死別やDV・児童虐待等により受ける子どもの心理的影響にも配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐための学習支援や子どもの希望を尊重したうえでの親との面会交流支援など、子どもの視点に立った、子ども自身への支援を進めます。

5 主な取組内容

下線:素案からの修正か所

★印:30年度予算案における新規・拡充事業

基本的な方向性を踏まえ、次の取組を進めていきます。

(1) 子育てや生活支援

日常の生活支援の充実と、地域力の推進による地域のつながりづくりを促進していきます。

●日常生活支援(ヘルパー派遣)事業 ●子育てサポートシステム ●保育所への優先入所 ●市 営住宅の入居時の優遇 ●新たな住宅のセーフティネット★ ●ひとり親サロンの地域展開 など

(2) 就業の支援

雇用の不安定さの解消や収入アップのための転職など、個々の状況をみながら、より安定した就業形態での雇用を促進していきます。

●自立支援給付金★ ●母子家庭等就業・自立支援センター事業★ ●ジョブスポット など

(3) 経済的支援

児童扶養手当をはじめとする各種制度の着実な実施により、生活の安定をはかります。

- ●児童扶養手当★ ●児童手当 ●小児医療費助成 ●ひとり親家庭等医療費助成 ●就学援助
- ●母子父子寡婦福祉資金★ ●特別乗車券交付事業 など

(4) 養育費確保の支援

養育費の確保が適切になされるよう、相談や啓発の支援を強化していきます。

●法律相談 ●養育費セミナーによる啓発★ ●養育費相談支援センターの紹介 など

(5) 相談・情報提供

ひとり親家庭のニーズに合った情報や支援制度が、必要とする人にできるだけ適時適切に届くよう、相談機能や情報提供を充実させます。

○区役所や母子家庭等就業・自立支援センター★ 男女共同参画センター等における相談・情報提供○離婚前相談の実施○当事者団体・関係機関の連携

(6) 子どもへのサポート

子どもの視点に立った、子ども自身への支援をすすめていきます。

●ひとり親の子どもの相談支援 ●生活・学習支援事業★ ●面会交流支援 ●子ども食堂など地域の取組支援(地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業) など

6 計画推進にあたっての指標

本計画全体を統括的に把握する指標として、「横浜市中期計画」や「横浜市子ども・子育て支援事業計画」にひとり親の自立支援の指標として設定している次の目標を掲げ、推進していきます。

【指標1】就労の状況の把握

目標	現状値	平成 31 年度	平成 34 年度
ひとり親の就労者数	1,022人(累計)	1,900人(累計)	推進 ※

【指標2】自立支援の状況の把握

目標	現状値	平成 31 年度	平成 34 年度
ひとり親家庭等自立支援事業利用者数	3,510 人	5, 300 人	推進 ※

※最終年度の数値目標は次期子ども・子育て支援事業計画(平成32年度~36年度)の策定にあわせて設定します。

●計画の推進にあたっての連携体制・推進体制

横浜市子ども・子育て会議における進捗状況の報告並びに子どもの貧困対策の関係区局による庁 内連携会議により、計画の PDCA サイクルを確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合 的な対策をすすめます。

横浜市ひとり親家庭自立支援計画

平成 30 年度~34 年度

原案



横浜市

目次

Ι	Ē	†画策定の趣旨	4
	1	計画の位置づけ	4
4	2	計画の期間	4
(3	策定の経緯及び第3期計画における主な取組	5
4	4	基本方針	7
${\rm I\hspace{1em}I}$	7)とり親家庭の現状と課題	8
	1	社会的な背景	8
		(1)子どもの貧困の社会問題化	9
		(2)権利擁護の高まり	9
		(3) 父子家庭ならではの支援ニーズの増加・対応の必要性	9
		(4)子どもの教育に対する支援の必要性の高まり〜給付型奨学金	.10
2	2	ひとり親家庭の現状	.10
		(1)ひとり親家庭の数	.10
		(2) ひとり親家庭の世帯状況について	.10
		(3) ひとり親家庭の親について	.10
		(4) ひとり親家庭の子どもについて	.11
		(5) ひとり親家庭になったときに困ったこと	.11
		(6) 福祉制度の認知・利用希望	.12
(3	ひとり親家庭の課題状況	.14
		(1)子育てや生活支援について	.14
		(2) 就業の支援について	.14
		(3)経済的支援について	.15
		(4)養育費確保の支援について	.15
		(5) 相談・情報提供について	.16
		(6) 子どもへのサポートについて	.17

${\rm I\hspace{1em}I}$	支援の基本的姿勢	19
	1 支援の基本的姿勢	19
	(1) 3つの視点	19
	(2) 5つの重点	20
	① 子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援	20
	② ニーズに応じた適切な相談支援	20
	③ 積極的な情報提供	20
	④ 当事者同士の交流と支援者・地域の連携	20
	⑤ 子どもへの支援	20
\mathbb{V}	支援の具体的計画	21
	ひとり親家庭自立支援計画体系図	21
	(1) 子育てや生活支援	22
	(2) 就業の支援	24
	(3) 経済的な支援	26
	(4) 養育費確保の支援	28
	(5) 相談機能や情報提供の充実	29
	(6) 子ども自身へのサポート	31
[口計画の進ちょく状況の把握	33
V	参考資料	35
3	平成 25~29 年度計画「支援の具体的計画」実績一覧	36
ŧ	横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要	43
ł	ヒアリング調査結果の概要	47
ŧ	横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会	50

I 計画策定の趣旨

1 計画の位置づけ

様々な困難に直面している母子家庭等に対し、きめ細かな福祉サービスの展開と自立に向けた支援をするため、平成 14 年 11 月「母子及び寡婦福祉法」が一部改正され、その第 12 条に都道府県等の自立促進計画について規定が設けられました。また、平成 15 年 3 月には、都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき事項を定めた「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が厚生労働省より示されました。

横浜市では、母子家庭等の施策が総合的かつ計画的に展開するよう、平成 15 年度、平成 20 年度 及び平成 25 年度にそれぞれ 5 か年間の「自立支援計画」を策定してきました。

第4期計画は、第3期(平成25年度から平成29年度)の5か年計画が終了するにあたり、

- ① ひとり親世帯アンケート調査及び支援者・当事者団体へのヒアリングの実施
- ② 有識者や関係者で構成する「ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会」での検討
- ③ 児童福祉審議会及び子ども・子育て会議での意見聴取
- ④ 市民意見募集

を行い、策定しています。

2 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成34年度までの5か年とします。

なお、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 11 条に基づき厚生労働大臣が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の対象期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間となっています。

横浜市のひとり親家庭に向けた施策を切れ目なく総合的に展開していくため、本計画は平成30年度からの5か年として策定していきますが、国の動向や計画策定後の情勢変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 策定の経緯及び第3期計画における主な取組

\bigcirc	平成 14 年 3 月	母子家庭等自立支援対策大綱 児童扶養手当中心の支援から、就		
	11月	□ 業・自立に向けた総合的な支援へ □ 単子及び寡婦福祉法改正 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
		*都道府県等の自立促進計画策定について規定が設けられる		
	平成 15 年 4 月	国の基本方針(対象期間:平成 15 年度~平成 19 年度)		
		*母子家庭施策の総合的な展開		
		*自立支援計画の基本となるべき事項		
	平成 16 年 3 月	横浜市母子家庭等自立支援計画(平成 15 年度~平成 19 年度)		
	平成 20 年 4 月	国の基本方針(対象期間:平成 20 年度~平成 24 年度)		
		*①子育て・生活支援策 ②就業支援策 ③養育費の確保策		
		④経済的支援策 の総合的支援を実施		
		*就業支援及び養育費確保策(相談機能)を強化		
	平成 21 年 3 月	横浜市母子家庭等自立支援計画(平成 20 年度~平成 24 年度)		
	平成 24 年 4 月	民法等の改正法施行		
		*離婚の際の親子の面会交流、子の監護に要する費用の分担の明確化		
	平成 25 年 3 月	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行		
		*雇用機会の拡大、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大等		
		国の基本方針の対象期間の延長		
		(平成 25 年 3 月に対象期間の見直しを行い、終期を平成 26 年度に延長) 		
	平成 26 年 1 月	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 子どもの貧困が社会問題化		
	平成 26 年 2 月	横浜市ひとり親家庭自立支援計画(平成 25 年度~平成 29 年度)		
	平成 26 年 8 月	子供の貧困対策に関する大綱閣議決定 父子への支援拡充 父子への支援拡充		
	平成 26 年 10 月	母子及び寡婦福祉法改正→母子及び <u>父子</u> 並びに寡婦福祉法へ		
		*支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大		
	平成 27 年 10 月	国の基本方針(対象期間:平成 27 年度~平成 31 年度)		
		*ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会で示された課題、 法改正事項、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ以下の新たな事項を 追加。		
		①相談支援体制の整備(ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立 支援員等の研修の実施) ②学習支援の推進 ③親の学び直しの支援 ④在 宅就業の推進 ⑤養育費の確保及び面会交流の支援の強化 ⑥広報啓発の実 施等支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大		

● 第3期計画(25~29年度)期間内に実施した主な取組内容

年度	計画における分野	取組内容		
25	就業の支援	自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金:新たに父 子家庭を対象		
26	経済的支援	母子父子寡婦福祉資金貸付事業:新たに父子家庭を対象		
		児童扶養手当:公的年金給付等との併給制限の見直し		
	相談•情報提供	母子家庭等就業・自立支援センター:「ひとり親サポートよはま」という愛称を設定。併せて、「ひとり親サポートよこま」の連絡先を記載したカードを作成し、区役所窓口等で配を開始。		
		離婚に関する相談の新規実施		
		区職員向け研修:養育費に関する研修を改編し、「離婚前後の法律問題と養育費に関する研修」を実施(27年度以降は年3回)		
27	就業の支援	ジョブスポット:全 18 区に設置 (25 年度から順次設置) 寡婦 (夫) 控除のみなし適用:新規実施		
	経済的支援			
	養育費確保の支援	法律相談: 実施回数の増(年 36 回→年 42 回) **ひとょこは		
		養育費セミナー: 実施回数の増(年2回→年3回)		
28	子育てや生活支援	日常生活支援事業:未就学児を養育している家庭について、就 業を理由とする場合の定期的な利用を開始		
	就業の支援	自立支援教育訓練給付金: 支給割合の拡充(2割→	·6割)	
		高等職業訓練促進給付金:支給期間の拡充(2年→	·3年)	
		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業: 新規実 施	<u> </u>	
		高等職業訓練促進資金貸付事業: 新規実施		
	経済的支援	児童扶養手当:第2子以降の加算額の増額		
	養育費確保の支援	養育費セミナー:実施回数の増(年3回→年4回)	※ひとり親サポート よこはま実施事業	
	相談•情報提供	供 ひとり親サポートよこはま:ひとり親サロン(月1回 等をとおしたひとり親同士の交流の場)を新規実施		
	子どもへの支援	ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業:での子どもに対し、食事の提供を含む夕方以降の生活デル実施		
29	就業の支援	自立支援教育訓練給付金:新たに雇用保険の教育訓 象者にも適用	練給付金対	

4 基本方針

ひとり親家庭において親は、子育てと生計維持という役割を一人で担っています。

多くのご家庭では、親が両者の役割をしっかりと担い、多忙な中でも子どもは健やかに成長していきますが、すべてをひとりで担ういわゆるワンオペレーションの中で、社会的に孤立しやすく、 日々の生活において様々な困難を抱えやすい状況にあります。

DV被害や障害を抱えているなど他の困難要因が重なると、安定した生活を維持していくこと や、子どもの養育環境を整えることが難しい状況に陥りやすいといった、課題状況もあります。

そのため、ひとり親家庭の安定した生活と自立に向けては、子育てや生活維持、就労など、その生活を総合的にとらえたきめ細かな支援が必要です。

そこで、本計画は、児童の健全な成長を確保するために、ひとり親家庭の自立を支援することに より、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的に策定することとします。

また、計画における事業・施策の実施にあたっては、支援を行う機関や団体等の連携を図りなが ら推進していきます。

■ 本計画における用語の定義

- 母子家庭:母と20歳未満の児童がいる世帯(同居の親族がいる場合を含む)
- ・父子家庭:父と20歳未満の児童がいる世帯(同居の親族がいる場合を含む)
- 寡婦:かつて母子家庭の母であって、子どもが成人し、現在も配偶者のない状態にある方
- ・ひとり親家庭・・・母子家庭・父子家庭・寡婦
 - ※本計画においては「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に従い20歳未満の児童を扶養する世帯を対象とします。

■ 引用している調査

- ①「横浜市ひとり親世帯アンケート調査(H29年度)」<横浜市実施>(以下、「本市調査」) 対象:父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む
- ②「国勢調査(H27年)」<総務省実施>

対象:父又は母と20歳未満の児童のみの世帯

- ③「平成28年 国民生活基礎調査」<厚生労働省実施>
 - ※ 特に注記のない統計数字及びグラフは本市調査によります。

Ⅱ ひとり親家庭の現状と課題

1 社会的な背景

(1) 子どもの貧困の社会問題化

平成 28 年国民生活基礎調査の結果では、子どもの貧困率は 13.9%と 3 年前の前回調査の 16.3% から低下し、数値的にはやや改善に向かっていますが、ひとり親家庭の貧困率は 5 割を超え、依然とひとり親のおかれている厳しい状況があります。

「子供の貧困対策に関する大綱」が平成 26 年に閣議決定され、子どもの貧困対策は国家的な課題となっています。中でもひとり親家庭の自立支援の取組の推進が重要となっており、「すくすくサポート・プロジェクト」として総合的な支援の取組が提唱されています。

■ すくすくサポート・プロジェクト(H28 厚生労働省)

くひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト>

- ・就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- ・ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築

【主な内容】◇自治体の窓口のワンストップ化の推進(相談支援体制の整備)

- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実

など

(2) 権利擁護の高まり

平成24年の民法の改正により、協議離婚の際に父母が協議で定める事項の具体例として「親子の面会交流」「養育費の分担」が明示され、協議においては子どもの利益を最優先に考慮しなければならないことが明確化されました。一方、取り決めた養育費の支払いの不履行や面会交流における死亡事件などをはじめとした、さまざまな課題も表出しています。

養育費の確実な確保や、子どもにとって望ましい面会交流のあり方が、課題となっています。

(3) 父子家庭ならではの支援ニーズの増加・対応の必要性

平成 26 年度の改正母子及び父子並びに寡婦福祉法施行により、父子家庭も支援の対象として明確に位置づけられましたが、父子家庭は母子家庭に比べ比較的収入はあることからひとり親の支援事業になかなか該当しないといった課題や、日常生活支援の必要性や孤立感など、母子家庭とは異なるニーズに対する支援が求められています。また、平均所得は高くとも、個々の所得で見ると、収入が低い層も一定数おり、福祉的な支援が必要な場合もあることに留意する必要があります。

(4) 子どもの教育に対する支援の必要性の高まり〜給付型奨学金

貧困の連鎖を防ぐとともに、子どもが将来の自立に向けて、必要な力を身につけるために、子ど もの教育に対する支援の重要性が高まっています。

世帯所得に占める教育費の割合が増大しており、奨学金の貸与を受けても返済が滞るなど、教育費の確保はひとり親にとっても大きな課題となっています。

日本学生支援機構の奨学金に給付型が導入され、企業が新たにひとり親向けの給付型奨学金を募集するなど、民間資金の給付型奨学金も増えてきており、多様な制度の情報が必要とする人に的確に伝わるとともに、子どもにとって進学のモチベーションにつながるよう、支援につなげていくことが求められています。

<参考>

横浜市におけるひとり親世帯数の推移(国勢調査)

(単位:世帯)

	ひとり親と 20 歳未満の子のみで 構成される世帯			その他世帯員との同居を含む世帯	
	17年	22 年	27年	22 年	27年
母子世帯	16, 391	18, 401	17, 600	24, 311	22, 803
父子世帯	2, 360	2,742	2, 124	4, 566	3, 588
合計	18, 751	21, 143	19, 724	28, 877	26, 391

その他世帯員との同居を含む世帯数の集計は22年から

2 ひとり親家庭の現状

(1)ひとり親家庭の数

本市のひとり親家庭の数は、平成 27 年の国勢調査によると 26,391 世帯で、内訳は母子家庭 22,803 世帯、父子家庭 3,588 世帯となっています。ただし、この世帯数は、ほかの家族等との同居 も含めた数値です。

母親又は父親と 20 歳未満の児童からなる世帯の数は、19,724 世帯で、内訳は母子家庭 17,600 世帯、父子家庭 2,124 世帯となっています。

本市調査によると、ひとり親家庭になった理由は、全体では、離婚が 73.9%、死別が 15.4%、未婚が 5.7%、母子家庭では、離婚が 77%、死別が 10.2%、未婚が 7.5%、父子家庭では、離婚が 64.5%、死別が 31.0%、未婚が 0.4%となっています。

(2) ひとり親家庭の世帯状況について

平成 28 年国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」の平均所得額は 707.8 万円となっており、ひとり親家庭の収入が低いことがわかります。特に、稼働収入については、「児童のいる世帯」646.9 万円に対して、本市の母子家庭は 295.2 万円、父子家庭は 614.9 万円となっていて、母子家庭が非常に低いことが分かります。

本市調査によると、年間の世帯総収入(児童扶養手当、養育費等を含む)の全体平均は432万円 (前回調査344万円)ですが、母子家庭の平均収入は361万円(前回調査331万円)、父子家庭の 平均収入は643万円(前回調査571万円)となっています。

母子家庭・父子家庭ともに、収入は前回調査から増加していますが、母子家庭のみでは約4割が300万円未満となっています。

養育費について取り決めをしている世帯(「子によって違う」と回答した世帯を含む)は 44.6% で、前回調査の 43.6%から大きな変化はありません。

住居の状況は、「民間の賃貸住宅」が33.4%と最も多く、また、「市営・県営」や「公団」などの公営住宅は8.3%となっています。「自身の名義の持家」は28.5%、「自身以外の名義の持家」が23.8%となっています。

(3)ひとり親家庭の親について

ひとり親家庭の母又は父の平均年齢は、母親 42.4 歳、父親 47.8 歳となっています。親の最終学歴は、「高校・高等専修学校卒」が母親 32.5%、父親 39.6%で、母親の場合は「高専、短大、専門学校卒」が 35.6%で最も多いのに対し、父親は「大学、大学院卒」も 36.3%で「高校・高等専修学校卒」に次いで多くなっています。

母子家庭の最終学歴と就業形態の関係については、「中学校卒」と「高校・高等専修学校卒」の 就業者に占める「正社員・正規職員」の割合は32%、「パート・アルバイト」などの非正規雇用が 61%であるのに対し、「大学、大学院卒」の「正社員・正規職員」は52%、「パート・アルバイ ト」などの非正規の雇用は38%となっていて、学歴と就業形態の関連がわかります。

ひとり親家庭になる前に仕事をしていた人は 68.2%ですが、現在収入を伴う仕事をしている人は 全体で 87.1%と、全体の約 20%の人はひとり親家庭になった後に仕事を始めていることになります。

また、ダブルワークなどの副業をしている人は 6.8%ですが、母子では 8.3%と 1 割弱の人が副業を行っている状況となっています。

(4) ひとり親家庭の子どもについて

ひとり親家庭の子どもの人数は、「1人」が52.1%、「2人」が36.2%、「3人」が8.6%、「4人」が1.5%となっています。

また、母子家庭の子どもの数は平均 1.58 人で、父子家庭では 1.62 人となっています。

子どもの就学・就業状況は、母子家庭は「小学生」の子どもがいる世帯が35.7%で最も多いのに対し、父子家庭では「高校生、高等専修学校」が35.1%で最も多くなっており、母子家庭よりも父子家庭の子どものほうが子の年齢が高いことがわかります。

(5) ひとり親家庭になったときに困ったこと

ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が 57.6%で、次いで「炊事洗濯等の日常の家事ができない」38.9%、「就職先が決まらない」13.9%となっています。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では「生活費が不足している」が最も多いのに対し、父子 家庭では「炊事洗濯等の日常の家事ができない」が最も多くなっています。

また、アンケート調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、39.6%と多くの人が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。

「炊事洗濯等の日常の家事ができない」については、母子家庭では、ひとり親になったときは33.3%、調査回答時点は19.6%、父子家庭では、ひとり親になったときは55.9%、調査回答時点では32.7%と減少はしていますが、依然として高い割合となっています。

(6) 福祉制度の認知・利用希望

ひとり親に関する制度の認知状況については、相談関係では「区役所福祉関連窓口」「児童相談所」、就業支援では「公共職業安定所(ハローワーク)」、すまい施設では「市営住宅」、経済的支援では「児童扶養手当」「生活保護」「ひとり親家庭等医療費助成」「就学援助」「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」が7割以上の方に認知されています。

しかし、「横浜型児童家庭支援センター」「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」「母子生活支援施設」「生活困窮者自立支援」など認知されている比率が3割以下の制度もあります。

特に子育て・生活支援関係はどの制度も認知されている比率が3割以下となっていて、多くの方に知られていない状況です。

また、今後利用したい制度については、母子家庭では、「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」の30.2%や「ひとり親サポートよこはま」の28.7%といった就業支援、「市営住宅」の29.9%といった住宅支援への希望が高く、父子家庭では、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」の26.9%や「家庭生活支援員(ヘルパー)の派遣(日常生活支援事業)」の24.1%など、生活への支援の希望が高い状況となっています。



アンケート調査に寄せられた声から

本市調査の際、現在悩んでいることや困っていること、意見や要望などを自由に記入していただきました。

「母子家庭と父子家庭の支援の格差がありすぎる」「支援制度の情報をもっと知らせて ほしい」といった、制度への意見や要望が多く寄せられました。

そのほか、「家賃が厳しい」「養育費が支払われず生活費が足りない」「就職活動を行いたくてもスーツ代など就活費用が厳しい」などの金銭面、「子どもの教育費がかさむのが大変」「子どもに本人が望む十分な教育を受けさせたいと考えているが、金銭的、時間的に限りがある」「将来を考え子どもの勉強をみてあげたいが、丁寧にみる時間がない」など子どもの教育、教育費に関する悩みなども多く寄せられました。

なお、今回の調査は、父子家庭の抽出数を 45%(前回 10%)としたことにより、父子家庭からの回答数を多くいただけたことから、父子家庭の困難状況をより把握できました。また、母子家庭と父子家庭とでの傾向の違いもみられました。

- 母子家庭では、収入や教育費等の生活費に関する困窮状態、ご自身の精神面やお子さんの障害などの不安、子どもが独立した後の老後への不安に関するご意見が多く寄せられました。
- 父子家庭では、収入はあることからひとり親に関する支援がなかなか受けられないこと、女児がいる父子家庭での子の思春期の相談相手についての悩み、生活面の支援の必要性、子どもとのコミュニケーションが難しい、制度をほとんど知らない・情報がわからない、といったご意見が多く寄せられました。

3 ひとり親家庭の課題状況

ひとり親家庭において親は、ひとりで生計の維持と子育てを担わなければならないことから、安 定した生活の維持を図るための就業等と子育てとのバランスを図ることに苦労することが多い状況 となっています。

(1) 子育てや生活支援について

ひとり親家庭の末子の年齢は、乳幼児及び学齢児が多く、日々の生活においての家事の援助や、 保育や放課後児童施策等の子育て施策が必要となっています。

特に、父子家庭においては、育児等の協力を期待できる親族との同居は26.9%であり、ひとり親家庭になった時に困ったこととして「炊事洗濯等の日常の家事ができない」が55.9%と、母子家庭の33.3%に比べ割合が高く、家事支援に対するニーズが高い傾向にあります。

保育については、未就学児を抱える世帯の82.5%が保育園等を利用しており、就業支援のために、保育の確保は重要です。

ひとり親家庭の住まいの確保については、父子家庭では 68.2%が自身や自身以外の持家であり一定程度確保されています。しかし、ひとり親家庭全体としては、自身や自身以外の持ち家が約3割、民間の賃貸住宅が約3割となっており、所得状況からも、公的住宅を含めた低額での住宅確保の支援が求められています。

また、ひとり親となった母子家庭には、DV被害へのケアや養育支援が必要な世帯がおり、母子 生活支援施設において専門スタッフによる自立支援や施設退所後の継続したケアも必要となってい ます。

ひとり親家庭の方は、ひとり親であることをなかなか打ち明けることができなかったり、多忙だったり、自分が頑張らなければと孤軍奮闘されていたりと、望む・望まざるとに関わらず社会的に 孤立しやすく、ひとりで困難を抱えてしまう傾向にあるといわれています。

地域で支援に関わる方々に、ひとり親家庭の抱える子育てや日常生活の大変さを理解していただき、日々の暮らしの中での周囲からのささやかな気遣いや声掛け、ひとり親同士のつながりを育くんでいくことにより、ひとり親とその子が、安心して地域で暮らすことができる環境が求められています。

(2) 就業の支援について

本市ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭が86.3%、父子家庭が89.4%となっています。

しかし、母子家庭の母の就業形態は「正社員・正規職員」が44.6%となっていますが、「パート・アルバイト」(34.6%)、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」(9%)、「人材派遣会社の

派遣社員」(5%)を合わせた非正規職員は約5割となっており、母子家庭の母で現在仕事をしている人の32.9%が、より良い就労に向けて転職をしたいと考えています。

このように、ひとり親家庭の多くは就労していますが、現在の収入、就業形態や雇用環境などと ともに、子育てとの両立の難しさから、本人の希望とミスマッチが生じているため、希望する職業 や就業形態が選択できる支援の仕組みが必要です。

特に、子育てと就労の両立を支援するためにも、親または子どもの健康状態や子どもの年齢に応じ、ワークライフバランスも視野に入れ、仕事に必要な知識や資格の取得支援から、生活条件に合う仕事のあっせんなど、個々の状況に合わせたきめ細かな、伴走型の支援が求められています。

(3)経済的支援について

ひとり親家庭の年間世帯総収入(児童扶養手当、養育費等を含む)の平均を見ると母子家庭は 361万円、父子家庭は643万円となっています。また、平均稼働収入は、母子家庭は295万円、父 子家庭は615万円となっています。

学歴別の平均稼働収入は、母子家庭の「中学校卒」181万円、「高校・高等専修学校卒」246万円、「大学、大学院卒」420万円、父子家庭では「中学校卒」425万円、「高校・高等専修学校卒」510万円、「大学、大学院卒」767万円となっており、母子家庭・父子家庭ともに、学歴と収入は比例しています。

母子家庭の就業形態別の平均稼働収入は、「正社員・正規職員」412万円、「パート・アルバイト」157万円、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」255万円、「派遣社員」224万円となっています。

母子家庭・父子家庭ともに、ひとり親家庭になった時から現在に至るまで引き続き、生活費が不足していると感じている方が多いことから、経済的支援はひとり親家庭の生活を守る大変重要な支援です。

児童扶養手当等の経済的支援策は国の制度において行われていますが、国の制度を着実に実施するとともに、就労や稼働収入の増加など、次のステップにつなげていく支援も求められています。

(4)養育費確保の支援について

離婚等によりひとり親家庭となった子どもへ支払われるべき養育費については、48.5%と半数近くの世帯で取り決めをしていません。

養育費の取り決め率が低い要因としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」、「相手と関わりたくない」「相手から身体的・精神的暴力を受けていた」といった理由から、養育費の確保に消極的になっていることがうかがえます。

子どもの養育は、親権の有無に関わらずその責務は両親にあり、別居している親も養育費を負担 し、扶養義務を果たす必要があります。子どもの健やかな育ちのためにも、必要な養育費をしっか り確保することが必要です。

国においては、平成19年度から養育費相談支援センターを開設し、母子家庭等就業・自立支援センターへの困難事例等の相談支援や、平成24年の民法の一部改正に伴う養育費や面会交流の取り決めの普及・啓発の取組がすすんでいます。

本市調査においても、養育費の取り決めをしているひとり親家庭が半数を下回っていることから も、母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談機能や、啓発の取組の一層の強化が必要となっています。

(5) 相談・情報提供について

ひとり親家庭で、相談できる相手の有無については「相手がいる」と回答したのが母子家庭は 74.9%だったのに対し、父子家庭は49.8%となっています。また、「相談相手が欲しい」と回答し た母子家庭は12.6%だったのに対し、父子家庭は20.4%と父子家庭の方が高くなっています。

ひとり親家庭の相談先のひとつとして、当事者同士のつながりでひとり親家庭ならではの悩みを 共有し、不安を解消していくことも有効です。しかし、当事者団体の存在があまり知られていなか ったり、父子においては当事者同士のつながりそのものが稀薄であるといった課題もあり、今後支 援を充実させていく必要があります。

また、相談支援の場面では、DVや児童虐待の課題がある場合もあり、専門的な支援や、様々な課題状況をふまえた、総合的な相談支援をしていくことも求められています。

現在、ひとり親家庭になられる方に対し、相談窓口や支援制度等を紹介した「ひとり親家庭のしおり」を、区役所の戸籍課の窓口などで配付しているほか、ひとり親の相談窓口の案内カードを設置して周知していますが、更なる充実につとめる必要があります。また、相談や制度利用について、区役所内の担当が複数の課にわたる場合や、他の公的機関が行うもの、民間団体と連携して行っているもの等もあり、わかりやすい案内や関係機関の連携強化が求められています。

情報提供については、本市調査によると、「ひとり親家庭の支援制度を利用したかったが利用できなかった」と回答した理由として、ほとんどの制度において「制度があることを知らなかったから」が多く挙げられています。また、父子家庭への情報提供についても、制度が拡大され母子家庭だけでなく父子家庭も利用対象となっている制度がある中で、周知や利用相談等に課題があります。

制度の周知を図り、個々の状況に応じて必要な支援情報を届け、利用につなげるためには、ひとり親家庭に対して、紙媒体やウェブサイトなど様々な手法により、わかりやすく、身近で利用しやすい情報提供を行う必要があります。

(6) 子どもへのサポートについて

母子・父子を問わず、親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことが子どもの精神面に与える影響や進学の悩みなど、子どもが成長していく過程で様々な課題が生じることがあります。

親が子育てにあてられる時間がなかなか取れず、親との関わりが少なかったり、DVや児童虐待等により心のケアが必要だったりする場合もあります。

また、ヒアリング調査からは、ひとり親の子どもたちは、親に無理をさせてはいけないと将来に 夢や希望を持てなかったり、自身の望む進学や職業選択よりも負荷の大きい就労を選択するなど、 比較的早く人生をあきらめてしまうこともある、という様子もうかがえました。

どんな状況にあろうとも子どもが健やかに成長できるよう、子どもの視点に立った、子ども自身への支援の充実が必要です。

そのため、子ども自身からの相談に応えられる体制の整備や、将来的に自立した生活が送れるように学習の機会を提供すること、別居している親と会うための支援などの充実が求められています。

近年、子ども食堂の取組の機運が高まり、学習支援や多世代交流の機能を併せ持つような場も出てきています。地域であたたかく子どもたちを見守る取組の輪が広がるよう、支援をすすめていく必要があります。





ドメスティックバイオレンス(DV)とひとり親

本市の離婚相談では、離婚に至る原因の多くに、相手からの身体的・精神的な暴力 行為がみられます。母子生活支援施設の入所理由の中にもDVからの避難がみられる など、ひとり親に至る背景のひとつに、DV被害の影響が深刻な状況があります。

暴力にさらされたことにより、親が恐怖心や心理的ダメージを受け、自立に向けた一歩をなかなか踏み出せなかったり、逃げるように出てきたため生活の基盤づくりに時間がかかってしまったりするなど、多くの課題状況があります。

また、親だけでなく、子どもも、暴力を受けたり、親が暴力を受けているのを目にすることで、心身に影響を受け、自己肯定感が低かったり、対人関係がうまく築けなかったりするほか、暴力的な行為を容認してしまうといった暴力の連鎖が起こるなど、子どもの成長・発達に深刻な影響を及ぼしています。

ひとり親とその子どもの支援へ向けて、DV被害者支援は重要な課題であり、関係機関の連携による取組強化につとめていく必要があります。

Ⅲ 支援の基本的姿勢

1 支援の基本的姿勢

ひとり親家庭の自立した生活のためには、親が安定した仕事に就き、家庭の生計維持ができ、子どもが心身ともに健やかに成長することが望まれますが、ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待の問題、親の疾病や障害、子どもの年齢や疾病、障害など、必ずしも安定した生活が維持できる家庭ばかりではない状況となっています。

支援にたずさわる関係者の方々へのヒアリングの中からは、ひとり親家庭に共通する課題として、死別・離別といったひとり親に至る理由の内容にかかわらず、比較的親も子も何らかの喪失感を抱いている場合が多いこと、そのため自立に向かう前のワンステップとして、自己肯定感を高め、未来を肯定的に捉えていけるような、総合的支援が必要との課題認識を多くいただきました。

そこで、施策の推進にあたっては、母子家庭や父子家庭それぞれに特有の課題やひとり親ならではの課題への対応だけではなく、生活を支える様々な子育て支援の施策の充実や、地域における子育て支援の推進などもあわせた総合的な支援につとめ、各種窓口や関係機関、支援者が相互に連携しながら支援にあたるようつとめていきます。

また、子どもの人権を尊重し、子どもたちがその置かれている環境に関わらず健やかに成長するよう、子どもの自立を支援する視点を大切にし、将来の貧困の連鎖を防ぐことも視野に入れ、子ども自身への支援について取組をすすめていきます。

そのため、本計画の推進にあり、支援にあたって大切にしたい視点を「3つの視点」として、また、この5か年で重点的に取り組む内容について「5つの重点」として掲げ、取組をすすめていきます。

(1) 3つの視点

次の3つの視点を、基本的な姿勢として位置付けます。

① 自立を支援する視点

ひとり親家庭の生活の安定に向けた、伴走型の自立支援

② 子どもの視点

子どもに届く支援、子どもの視点に立った支援

③ 地域支援の視点

ひとり親家庭や子どもを社会全体で支える地域展開の取組の推進

(2) 5つの重点

推進にあたっては、次の5つのテーマを重点課題として取り組んでいきます。

① 子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援

従来の計画でも進めてきた生活費の確保や資格取得、職業紹介等の就業支援だけでなく、子育て や心身の健康、家事などの生活支援から就業支援までの総合的支援を充実させます。

とりわけ母子家庭の困窮状況の課題については、女性の就労や自立支援等の面からも、取組をす すめていきます。

② ニーズに応じた適切な相談支援

様々な課題を抱えた家族の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施 策を組み合わせることなどにより、相談支援や情報提供体制を充実させます。

③ 積極的な情報提供

支援制度が知られていないため利用に至らない現状を改善するために、わかりやすく利用しやすい制度案内につとめ、積極的な情報提供に取り組みます。

④ 当事者同士の交流と支援者・地域の連携

当事者同士の交流や仲間づくりに取り組むと共に、支援機関・団体等が相互に連携するとともに、ひとり親家庭が孤立せず地域の中で温かく見守られ、自立を目指していけるよう支援します。

⑤ 子どもへの支援

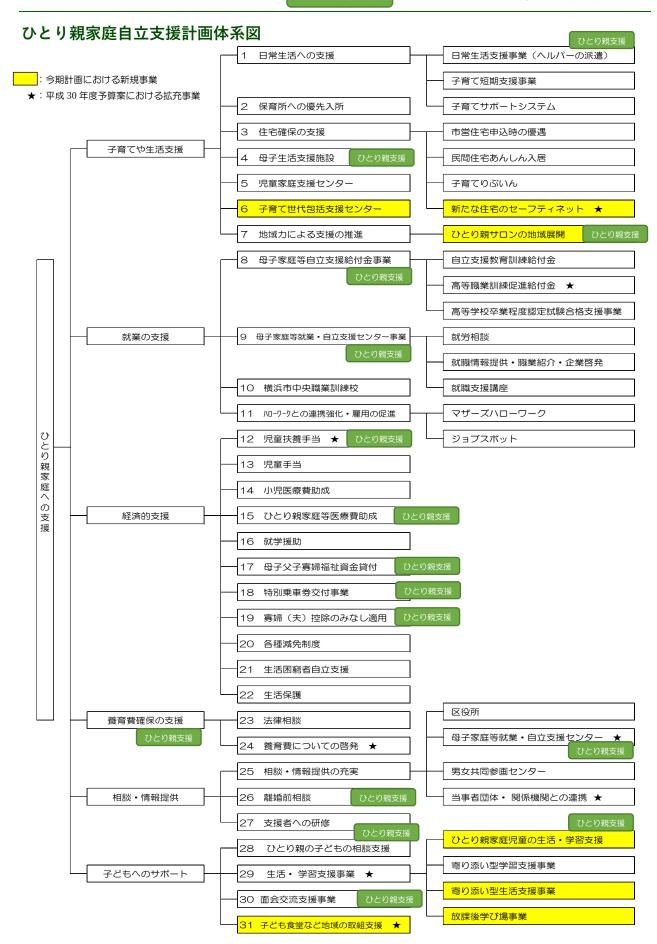
親との離死別やDV・児童虐待等により受ける子どもの心理的影響に配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐため、子ども自身が自立に向けた力を身につけられるよう、生活・学習の支援や、子どもの希望を尊重したうえでの親との面会交流支援など、子どもの視点に立った、子どもが未来へ希望を持てる支援を進めます。

伴走型の自立支援

今回の計画策定にあたり、関係者の方へのヒアリングや、素案に対する市民意見募集でも多く寄せられたのが、「"ひとり親"といっても、離別・死別・未婚など、ひとり親に至る理由も状況も様々だ」という御意見でした。

就労を中心とする自立支援にあたって、本市では、ひとり親サポートよこはまの就労支援 員がマンツーマンで寄り添い、個々の生活の状況を伺い、自立に向けて気持ちを高めなが ら、よりニーズに沿った支援を行うよう取り組んでいます。

生活の不安を抱え相談される方が、未来を肯定的に捉え自立にすすめるよう、個々の状態によりそった伴走型の自立支援の取組を、更に強化していきます。



(1) 子育てや生活支援

く日常の生活支援の充実と、地域力の推進による地域のつながりづくりの促進>

ひとり親家庭が安心して子育てと就業の両立ができるよう、多様な子育てや保育サービス、適切な住環境の提供など、子育てや生活面での支援を進め、生活の場の安定を図ります。

具体的には、日常生活への支援として、病気や就職活動時等で支援が必要な方に対しては、ヘルパーの派遣により一時的な家事・育児等のお手伝いをします。また、児童家庭支援センターにおいて、疾病・疲労等により一時的に児童の養育が困難になった場合の短期預かり(トワイライト・ショートステイ)や、相談支援を行います。

また、求職活動や就業に際して、保育所の優先入所を実施し、安心して活動等が行えるようにします。病児や病後児の保育については、一般施策を引き続き充実させていきます。

住居の確保としては、安定した住環境で生活ができるよう、引き続き市営住宅の申込時の優遇や 民間住宅への円滑な入居を支援するとともに、離職した方への住宅支援給付や、子育てりぶいんに おける賃貸住宅への家賃補助等を行います。

また、新たな住宅のセーフティネット制度により、新たな住宅確保策に取り組みます。

生活面で重点的な支援が必要な母子家庭については、状況に応じて、母子生活支援施設における 自立支援や、施設退所後の継続的なフォローを行うなど、地域で自立した生活ができるような支援 にも取り組みます。

更に、地域全体でひとり親家庭を見守ることができるよう、民生委員・児童委員、自治会町内会、社会福祉協議会等地域で支援に関わる関係者の方々や、子どもが日常的に過ごす保育園や幼稚園、小中学校等の協力を得ながら、ひとり親家庭の課題を理解し、支援につなげる取組を進めるとともに、身近な場所でひとり親同士が交流する機会づくりを行うなど、地域におけるつながりづくりにつとめていきます。

日常生活への支援

日常生活支援事業(ヘルパーの派遣)

ひとり親支援

ひとり親になった直後の急激な生活環境の変化、病気や就職活動などにより、一時的に家事・育児等にお困りの方に、日常生活支援事業としてヘルパーを派遣します。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

子育て短期支援事業

保護者の疾病や疲労等の理由により、一時的に児童の養育が困難になった場合、児童家庭支援センターで子どもを預かります。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

子育てサポートシステム

地域ぐるみでの子育て支援を目指し、子どもを預かって欲しい人と子どもを預かる人に会員登録をしていただき、会員相互の信頼関係のもとに行う子どもの預け・預かりをサポートします。

(担当部署:こども青少年局子育て支援課)

保育所への優先入所

未就学児のいる世帯が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップします。

(担当部署:区福祉保健センター及びこども青少年局保育・教育運営課)

3 住宅確保の支援

- 市営住宅申込時の優遇

市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、また子育て世帯に限定した募集区分を設けます。

(担当部署:建築局市営住宅課)

● 民間住宅あんしん入居

家賃等の支払い能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、協力不動産店が住宅をあっせんし、協定保証会社が家賃等の債務保証を行います。

(担当部署:建築局住宅政策課)

● 子育てりぶいん

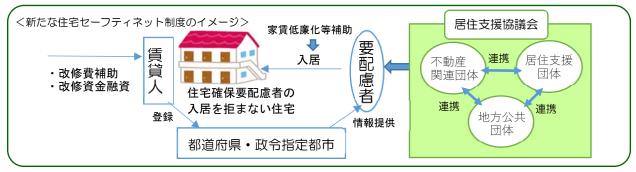
18 歳未満の子どもがいる世帯が安心して入居できるよう、子育て環境に適した賃貸住宅を横浜市が認定し、家賃補助を行います。

(担当部署:建築局住宅政策課)

新たな住宅のセーフティネット

住宅確保が難しい要配慮者を対象に、民間賃貸住宅や空家を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度及び居住支援・経済的支援等により民間賃貸住宅への入居を円滑にする、新たな住宅のセーフティネットを創設します。

★平成30年度から家賃助成・家賃債務保証低廉化・居住支援を実施



(担当部署:建築局住宅政策課)

4 母子生活支援施設 《対象:母子》

ひとり親支援

18 歳未満の子どもを養育している母子家庭で、環境面や生活面に課題を抱える世帯が、生活支援、自立支援を受けながら親子関係の調整や安定した生活を図り、その自立の促進を目的とし、子どもと一緒に入所できる施設です。

母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、自立支援担 当職員を配置し、退所後も、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

5 児童家庭支援センター

児童福祉法に基づく児童福祉施設として、子育てに悩む保護者や地域の支援者の方や、子どもたちの悩みの解決に向け、専門的な相談や子育て短期支援事業、地域交流イベントなどによる支援を行います。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

6 子育て世代包括支援センター

区福祉保健センターの「母子保健コーディネーター」配置による妊娠期の相談機能の充実及び区 福祉保健センターと地域子育て支援拠点との一層の連携により、妊娠期から子育て期の切れ目ない 支援の充実を図ります。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課・子育て支援課)

地域力による支援の推進

ひとり親家庭が孤立せず暮らしやすい地域となるように、民生委員・児童委員の活動や、社会福祉協議会、地域子育て支援拠点などの地域の方々による支援とともに、関係者にひとり親家庭の生活の困難さ等への理解を深める啓発につとめ、地域でひとり親を支える機運を高めていきます。また、ひとり親同士が地域で交流できるような仕組みづくりをすすめます。

● ひとり親サロンの地域展開 ひとり親支援

同じひとり親同士で交流し、悩みや不安を和らげ安心につながるよう開催している「ひとり親サロン」について、地域に身近な場所で展開することで、地域におけるひとり親のつながりづくりの一助になるようすすめていきます。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

(2) 就業の支援

くより安定した就業形態での雇用の促進>

ひとり親に必要な就業の支援は多様であり、就職活動をこれから始める人から、雇用の不安定さの解消や収入アップのための転職やスキルアップを希望している人もいることから、それぞれの現状と目標に合わせたきめ細かな対応を行います。

就職に必要な技術や資格の取得、学歴確保のために実施している、様々な給付金などを引き続き 実施するとともに、安定的な就業に結びつきやすい社会的ニーズに即した講習会の開催や、ひとり 親の方が受講しやすく、実際の就労につながりやすい環境を整えます。

また、実践的な就職活動への支援が必要な方に対しては、就職活動の仕方から職業紹介まで、一人ひとりの状況に合わせた伴走型の就労支援を、母子家庭等就業・自立支援センター(ひとり親サ

ポートよこはま)を中心に行います。なお、母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、ひとり親が働きやすい職場環境を備えた、企業の開拓・確保にもつとめます。

また、求人情報の円滑な提供と効果的な指導を受けられるように、母子家庭に適した職業紹介を 行うマザーズハローワークや、各区役所内に設置されたジョブスポットなどと、より身近な場所で 迅速に求人情報を提供できるよう、連携を強化していきます。

8 母子家庭等自立支援給付金事業

ひとり親支援

自立支援教育訓練給付金事業

適職に就くために必要な技術や資格を取得するため、受講前に申請した後、指定された教育訓練 講座を受講した方に、費用の一部を支給します。(所得による制限あり)

(担当部署:区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業

看護師等の経済的自立に効果的な資格を習得する際に、修学期間中の生活費を支給します。また、終了後に、訓練終了支援金を支給します。(所得による制限あり)

なお、平成28年度から、市社会福祉協議会で入学時・就職時の準備費用の貸付(一定の要件を満たせば返済免除)を行っています。

★平成30年度から対象資格を10資格に拡充

(担当部署:区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

● 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親又は児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験(高卒認定試験)の合格を目指す場合に、その学び直しのための受講費用の一部を支給します。(所得による制限あり)

(担当部署:区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

9 母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親支援

- 就労相談

就労支援員が、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行います。また保育の問題等、就労以外の相談についても区役所と連携しながら対応します。

(担当部署:区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

就職情報の提供・職業紹介・企業啓発

行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。また、事業主に対し、ひとり親の雇用に理解と協力を求めるため、啓発活動を行います。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

- 就職支援講座

ひとり親の就職に有用な技能講座(介護職員初任者講座等)を開催します。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

10) 横

横浜市中央職業訓練校

これから就職や転職をしようとしているひとり親家庭の親・生活保護受給者の方に、就職に役立つ知識や技術を身に付けるための職業訓練、就職支援を行います。

(担当部署:横浜市中央職業訓練校)

1 1

ハローワークとの連携強化・雇用の促進

求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、ハローワークとの連携を強化 し、雇用を促進します。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

マザーズハローワーク

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供を図ります。

ジョブスポット

横浜市とハローワークが連携し、区役所に就労支援窓口であるジョブスポットを設置し、ひとり 親家庭の就労を支援します。

(3) 経済的な支援

<国制度の着実な実施>

ひとり親家庭となった経過は様々なことがあり、経済的に十分な準備ができていない場合があります。安定した生活を維持し、子どもの育ちを守るため、児童扶養手当、児童手当やひとり親家庭等医療費助成が必要であり、対象となる家庭が適切に支援を受けられるように制度の周知を図ります。また、各種制度が、対象となる家庭の状況により適した運用となるよう、適宜国に要望していきます。

経済的自立に向けては、就労によることを基本と考えますが、突然の離死別に伴う強い一時的ストレスや、疾病や障害などの就労困難な事情がある場合には、必要に応じて生活保護等の施策を活用することにより、生活の安定を図ります。

また、本市独自の事業として、市内バス、市営地下鉄、金沢シーサイドラインの利用を対象として、児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯に特別乗車券を交付し、経済的負担を軽減します。

12 児童扶養手当 ひとり親支援

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している 母、父等に手当を支給します。(所得による制限あり)

★平成30年8月分から全部支給の所得制限限度額が緩和

(担当部署:区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

13 児童手当

児童手当は、中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。なお、所得により支給額が異なります。

(担当部署:区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

14 小児医療費助成

健康保険に加入しているお子さんが医療機関で受診したときに、窓口で支払う保険診療の自己負担額を助成します。(1歳児以上は所得制限があります。)

(担当部署:区福祉保健センター保険年金課及び健康福祉局医療援助課)

15 ひとり親家庭等医療費助成

ひとの親支援

ひとり親世帯等の方が病院等で受診した時、窓口で支払う自己負担額を助成します。

(担当部署:区福祉保健センター保険年金課及び健康福祉局医療援助課)

16 就学援助

お子さんを横浜市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品 費、修学旅行費、給食費などを援助します。

(担当部署:教育委員会事務局学校支援•地域連携課)

17 母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親支援

技能修得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利でお貸しします。

★平成30年度から大学院を新たに対象として拡大

(担当部署:区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

18)特別乗車券交付事業

ひとり親支援

児童扶養手当受給世帯・母子生活支援施設入所世帯の方に、市営バス・民営バス(ただし、市外で乗車し、かつ降車する場合を除く)・市営地下鉄・金沢シーサイドラインの無料特別乗車券を交付します。

(担当部署:区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

寡婦(夫)控除のみなし適用

ひとり親支援

婚姻歴のないひとり親家庭が利用する子育てや福祉サービス等の受給判定及び負担額等の算定に おいて、税法上の寡婦(夫)控除のみなし適用を実施し、対象家庭の経済的負担を軽減します。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

20 各種減免制度

19

所得の状況により、ひとり親世帯に対し費用の減免を行うことで、経済的負担を軽減しています。

- 水道料金等の減免

水道料金・下水道使用料のうち、基本料金相当額を減免しています。(対象:ひとり親家庭等医療費助成を受けている方)

● 粗大ごみ処理手数料の減免

粗大ごみの処理手数料が年間(4月から翌年3月まで)4個まで免除になります。(対象:ひとり親家庭等医療費助成を受けている方)

JR通勤定期割引

JRの通勤定期代が3割引きになります。(対象:児童扶養手当受給世帯・生活保護世帯)

保育所等利用における負担軽減

保育所等を利用する際の利用料や、私学助成を受ける幼稚園の保育料の一部を補助する私立幼稚園就園奨励補助金について、負担軽減を行っています。(所得による制限あり)

21 生活困窮者自立支援

生活保護に至る前の段階からお困りの状況に応じて、就職や家計の見直しなどにより、生活の立て直しや安定をはかることができるよう、支援します。

(担当部署:区福祉保健センター及び健康福祉局生活支援課)

22)生活保護

働く能力、資産、他の法律・制度で受けられる支援や、扶養義務者からの援助などを活用しても 生活が困難な世帯の最低生活を保障するとともに、自立に向けて支援します。

(担当部署:区福祉保健センター及び健康福祉局生活支援課)

(4) 養育費確保の支援

<養育費の確保が適切になされるための支援>

子どもの養育は、親権の有無に関わらずその責務は両親にあり、別居している親も養育費を負担し、扶養義務を果たす必要があります。

しかし、実際には、養育費は子どもにとっての権利であるにもかかわらず、確保がすすまない場合も多いことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、離婚する前からの意識付けや離婚時に取り決めを確実に行う必要性の周知を図るほか、個別の相談機能の強化に取り組みます。

具体的には、パンフレット等による制度周知や、国が委託で実施している「養育費相談支援センター」の機能を活用しながら、横浜市母子家庭等就業・自立支援センターで、制度の周知や弁護士による無料法律相談により、養育費に関する相談や啓発等を行います。

23 法律相談

ひとり親支援

養育費の取り決めについて、弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図ります。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

24

養育費についての啓発

ひとり親支援

養育費の負担は、子どもの成長のために必要不可欠であり、子どもの親として義務であること等を啓発していきます。

★平成30年度に養育費セミナーの回数増を実施

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

(5) 相談機能や情報提供の充実

<様々な相談や情報提供の充実>

ひとり親家庭のニーズに合った情報や支援制度が、必要とする人にできるだけ適時適切に届くよう、相談機能や情報提供を充実させます。

本市調査結果においても、制度の周知があまり図られていなかったことを受けて、制度や必要な情報の周知を強化していきます、情報の提供にあたっては、当事者団体と連携しながら、パンフレット等の紙媒体のみではなく、メールやウェブサイト等のインターネットの活用を含めて、様々な手法により、わかりやすく利用しやすいコンテンツにしていきます。

なお、児童扶養手当の現況届の集中受付の機会をとらえて、従来から実施している就労相談のみではなく、情報提供の場として積極的な活用を図ります。

相談機能については、様々な課題を抱えた家庭の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることなどにより、適切な相談や情報提供体制を充実させます。日中及び夜間の電話相談により、いつでも相談ができる体制を引き続き実施するとともに、法律相談等についても継続していきます。ひとり親になってから生活基盤、養育費、子育てなどの課題に直面して心身ともに疲弊することをできるだけ防ぐため、ひとり親になる前からの相談について、離婚相談などで対応しています。

また、区役所や関係機関などの相談を受ける支援者に対し研修を実施し、適切な相談スキルの習得と向上を図るとともに、相談対応の充実を図ります。

ひとり親家庭の孤立を防ぐために、当事者同士の交流や仲間づくりなどに取り組んでいきます。 情報提供の充実や多様な相談内容に対応していくために、当事者団体や関係機関・団体による連絡 会を定期的に開催していきます。

更に、父子家庭に対する相談事業や情報提供について、充実させていきます。

25

相談・情報提供の充実

ひとり親を対象に、生活全般の相談にきめ細かく応じられるよう相談・情報の強化を図ります。

● 区役所

区福祉保健センターの窓口での全般的相談・情報提供の他、福祉制度案内を充実し、利用の促進 を図ります。

● 母子家庭等就業・自立支援センター(ひとり親サポートよこはま) ひとり親支援

就労に関する相談以外に、ひとり親家庭の生活全般について、面接や、子どもも対象にした電話 (夜間含む)による相談の実施や情報の提供を行います。また、区との連携を強化し、相談支援機 能の強化に取り組みます。

★平成30年度から相談支援機能を強化(就労支援員の区役所への派遣回数の増)

男女共同参画センター

仕事、子育て、D V 被害などについての相談を受けています。また、「女性としごと応援デス ク」では、女性の再就職や転職支援として、無料のキャリアカウンセリングやミニセミナー等を実 施しています。

● 当事者団体・関係機関との連携

ひとり親支援

ひとり親家庭が必要とする情報を、当事者団体ならではのネットワークで情報を精査し、わかり やすい内容を、日常利用するコンテンツにより発信します。また、ひとり親の支援に関わる団体・ 関係機関の連携につとめ、多面的な支援の輪を広げていきます。

★ひとり親応援協定

民間団体や企業等の有するノウハウを活用することで、より支援が充実し、社会全体でひとり 親家庭を支援していく機運が高まるよう、実績のある団体や民間企業と連携協定を締結する枠組 みを「ひとり親の自立支援に関する連携協定(ひとり親応援協定)」としてすすめていきます。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

離婚前相談

ひとり親支援

DV被害者の方や離婚協議中の方等の離婚前の悩みについて、区役所の窓口や母子家庭等就業・ 自立支援センターの離婚相談、夜間日常生活電話相談、法律相談等で応じます。

(担当部署:区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

27 支援者への研修

ひとり親家庭の相談全般に対応できるよう、母子家庭等就業・自立支援センターの支援員や区の 社会福祉職、地域の支援に携わる方々へ研修を実施し、専門性の向上を図ります。特に、心理面の 支援についての向上につとめます。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

(6) 子ども自身へのサポート

く子どもの視点に立った支援策の展開>

経済的に困窮しているなど支援が必要な家庭の子どもに対し、生活・学習支援を実施することで、基本的な生活習慣の習得や、学ぶ意欲を醸成するとともに、高校進学に向けた学力向上により、将来的な自立に向けた力を育みます。

また、学習支援事業や様々なひとり親の子どもと接する事業において、子どもが気軽に相談したり、子どもが相談しやすいような窓口やツールなど、様々な機会でひとり親の子どもが気軽に相談できるような支援をすすめます。

面会交流支援事業については、離婚により別居している親と子どもを積極的に会わせる事業ではありますが、DVや児童虐待等があった場合には、面会の実施が必ずしも適切ではないこともあり、実施にあたっては、子どもの意志を十分確認するとともに、子どもの立場に立って調整していきます。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

28 ひとり親の子どもの相談支援

ひとり親支援

子どもが自分から打ち明けて相談することは、ハードルが高いことも想定されます。

そのため、学習支援や生活支援をはじめとした、様々な子どもと接する事業の支援者の方々に、 ひとり親に関する状況や子どもの状態などの情報提供につとめ、子どもと接する際に、ちょっとし た相談に耳を傾けていただけるような意識醸成につとめます。

また、ひとり親の子どもが相談しやすい窓口やツールなど、様々な機会でひとり親の子どもが気 軽に相談できるような支援をすすめます。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

29 生活•学習支援事業

経済困窮や養育に課題があり支援を必要とする小・中学生に対し、学習支援や生活支援を行います。

○ ひとり親家庭児童の生活・学習支援 ひとり親支援

ひとり親家庭の児童に対し、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援するためのモデル事業を 実施し、ひとりで家にいることが多いひとり親家庭の子どもの基本的な生活習慣の習得と健全育成 を図ります。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

● 寄り添い型学習支援事業

生活保護世帯等、経済的困窮状態にある子どもに対し、高校進学に向けた学習意欲の向上や学力の向上のための学習支援を充実し、安定した自立につなげます。

(担当部署:健康福祉局生活支援課)

● 寄り添い型生活支援事業

養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小中学生等が、 安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身につけたり、将来の進路選択の幅 を広げ自立した生活を送れるようにするため、生活スキルの習得や学習を支援します。

(担当部署:こども青少年局青少年育成課)

放課後学び場事業

家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない中学生を対象に、放課後、 学校等で、大学生や地域住民等の協力による学習支援活動を実施しています。

(担当部署:教育委員会事務局学校支援•地域連携課)

30 面会交流支援事業

ひとり親支援

面会交流に関する知識啓発につとめるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、子どもの健やかな育ちにつながる面会交流の支援に取り組みます。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

31

子ども食堂など地域の取組支援

近年、「子ども食堂」等に対する地域の機運が高まっている中、区社会福祉協議会を「地域における子どもの居場所づくりの相談窓口」として位置づけ、区社会福祉協議会を中心に、団体や新たに取り組みたい人を支援することにより、子どもにとって身近なエリアで子どもの居場所づくりを進めていきます。

★地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業

子ども食堂等の地域の取組に対する新たな助成金や担い手の確保等の活動支援を行い、身近な地域における子どもの居場所づくりを推進するための効果的な支援方法を検討します。

(担当部署:こども青少年局企画調整課・市社会福祉協議会)

□計画の進ちょく状況の把握

本計画全体を統括的に把握する指標として、「横浜市中期計画」並びに「横浜市子ども・子育て 支援事業計画」にひとり親の自立支援の指標として設定している、次の目標を掲げ、推進していき ます。

【指標1】就労の状況の把握

目標	現状値 (平成 28 年度末)	平成 31 年度	平成 34 年度
ひとり親の就労者数	1,022 人(累計)	1,900 人(累計)	推進 ※

【指標2】自立支援の状況の把握

目標	現状値 (平成 28 年度末)	平成 31 年度	平成 34 年度
ひとり親家庭等 自立支援事業利用者数	3,510 人	5,300 人	推進 ※

※最終年度の数値目標は、次期子ども・子育て支援事業計画(平成32年度~36年度)の策定にあわせ、設定していきます。

●計画の推進にあたっての連携体制・推進体制

横浜市子ども・子育て会議における進捗状況の報告並びに子どもの貧困対策の関係区局による庁 内連携会議により、計画の PDCA サイクルを確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合 的な対策をすすめます。

V 参考資料

平成 25~29 年度計画「支援の具体的計画」実績一覧

項目	内 容		実	績	
		25年度	26年度	27年度	28年度
1 子育てや	生活の支援				
(1)日常生活	への支援				
ヘルパー派遣 事業	病気や就職活動などにより、一時的に家事・育児等にお困りの方に、 日常生活のお手伝いをする家庭生活 支援員だけでなく、多様なヘルパー の派遣の充実を図ります。	日常生活支援 事業利用者: 母子 449 人 寡婦 0 人 父子 81 人	日常生活支援 事業利用者: 母子 453 人 寡婦 0 人 父子 110 人	日常生活支援 事業利用者: 母子 428 人 寡婦 3 人 父子 124 人	日常生活支援 事業利用者: 母子 408 人 寡婦 1 人 父子 89 人
子育て短期支 援事業	保護者の疾病や疲労等の理由により、一時的に児童の養育が困難になった場合、状況に応じて児童家庭支援センターで子どもを預かります。	利用者数:延べ 1,268 人	利用者数:延べ 3,063 人	利用者数:延べ 4,683 人	利用者数:延べ 4,473 人
(2)保育所へ	の優先入所				
保育所への優 先入所 未就学児のいる世帯が安心して就 労・求職活動等が行えるよう、保育 所入所時の優先度をアップします。 保育所等の利用にあたり、保育の必要性の認定基準を満たしている ひとり親家庭について、利用調整における優先度を上げている。					
(3)市営住宅	(3) 市営住宅申込時の優遇				
市営住宅申込 時の優遇	市営住宅申込時の当選率を一般よ り優遇し、入居しやすくします。	母子父子世帯 当選戸数: 78 戸(募集戸 数 1,200 戸)	母子父子世帯 当選戸数: 101戸(募集戸 数1,253戸)	母子父子世帯 当選戸数: 108戸(募集戸 数1,282戸)	母子父子世帯 当選戸数: 99 戸(募集戸 数 1,250 戸)
(4)民間住宅	あんしん入居				
民間住宅あん しん入居	家賃等の支払い能力があるもの の、連帯保証人がいないために民間 賃貸住宅への入居が困難な方に対し て、協力不動産店が住宅をあっせん し、協定保証会社が家賃等の債務保 証を行います。	成約: 1 人	成約:1人	成約: 0 人	成約:1人
(5) 子育てり、		1	T	1	1
子育てりぶい ん	小学校修了前(28 年度 10 月から 18 歳未満の)の子どもがいる世帯が 安心して入居できるよう、子育て環 境に適した賃貸住宅を横浜市が認定 し、家賃補助を行います。	管理戸数: 131 戸	管理戸数: 162 戸	管理戸数: 209 戸	管理戸数: 272 戸
(6)母子生活			<u> </u>		
施設の運営と 環境整備	18 歳未満の子どもを養育している 母子家庭が、様々な事情から支援を 必要としている場合に、安心して自 立に向けた生活を営めるよう、子ど もと一緒に入所できる母子生活支援 施設を運営するとともに、その環境 の改善を進めます。	8 か所 (155 世帯)	8 か所 (153 世帯)	8 か所 (146 世帯)	8 か所 (162 世帯)
自立支援担当 職員の配置	母子生活支援施設利用者が退所後 も安定した生活を送ることができる よう、退所後 1 年間、世帯訪問及び 電話相談等のフォロー支援を行いま す。	職員配置:6 人	職員配置:7 人	職員配置:6 人	職員配置:7 人

	± -		実	績	:
項目	内容	25年度	26年度	2 7 年度	28年度
7) 地域力の活	角				
ひとり親家庭が孤立せず暮らしやすい地域となるように、民生委員・児童委員の活動による支援と共に、ひとり親家庭の生活の困難さ等への理解を深める啓発につとめます。 しなり親家庭が孤立せず暮らしやすい地域となるように、民生委員・児童扶養手当や母子寡婦福祉資金の申請時に、民生委員の証明等が必要な場合があり、手続きをとおして母子家庭等の実態を把握。					
2 就業の支援	<u> </u>				
1)母子家庭等	自立支援給付金事業の実施				
自立支援教育 訓練給付金事 業の実施	職業能力開発のための講座を受講 した場合、受講料の2割(上限10 万円)を支給します。 ※28年度から6割(上限20万円) に変更。	支給:26 人	支給:17 人	支給:18 人	支給:26 人
高等技能訓練 促進事業の実 施	看護師等の経済的自立に効果的な 資格の修業期間(上限2年)のうち、 最後の1/2 (上限18か月)の期間に生活費を補助します。また、入 学支援修了一時金を支給します。 ※27年度から名称を「高等職業訓 練促進給付金」に変更。28年に支給 期間を上限2年→3年に、修業期間 を2年→1年に短縮	支給:151 人	支給:147 人	支給:141 人	支給:110 人
2) 母子家庭等	就業・自立支援センター事業の実施	į			
就労相談	就労支援員が、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援を行います。	支援者数: 481 人 就労者数: 314 人	支援者数: 473 人 就労者数: 303 人	支援者数: 376 人 就労者数: 189 人	支援者数: 284 人 就労者数: 143 人
就職情報提 供・職業紹 介・企業啓発	行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。また、事業主に対し、ひとり親の雇用に理解と協力を求めるため、啓発活動を行います。	職業紹介: 23 人 企業訪問: 13 社	職業紹介: 31 人 企業訪問: 56 社	職業紹介: 35 人 企業訪問: 9 社	職業紹介: 24 人 企業訪問: 14 社
就職支援講座	ひとり親の就職に有用な技能講座 (介護職員初任者講座等)を開催し ます。	介護職員初任 者研修: 1回 10 人受 講	介護職員初任 者研修: 1回13人受講	介護職員初任 者研修: 25 人受講	介護職員初任 者研修: 14 人受講
就職支援セミナー	ひとり親の就職時の基礎的知識や 心構え、パソコン実技等を習得する セミナーを実施し、就職に向けたス キルの取得を図ります。	適職発見セミナ -: 6回102人受 講	適職発見セミナ -: 6回 48 人受講	適職発見セミナ -: 6回37人受講	適職発見セミナ -: 6回37人受講
3)横浜市中央職業訓練校					
横浜市中央職業訓練校	これから就職する場合や転職する ひとり親家庭の親や生活保護受給者 が、短期間で就職に役立つ知識や技 術及び技能を身につけるための職業 能力開発を支援します。		けの科目有り の優先枠を設けた こども家庭支援課		・自立支援セン

内容	25年度	26年度	2 7 年度	28年度	
		•	•		
在宅での ICT 技能の習得等により、新たな就労やより希望に合った職業への転職を支援します。 ※平成 26 年事業終了	訓練終了者 数:55人	訓練終了者 数:59人			
クとの連携強化・雇用の促進					
求人情報の迅速・円滑な提供と、 効果的な指導が受けられるよう、ハローワークとの連携を強化します。 また雇用の促進についても検討していきます。	ジョブスポッ トの設置区 数: 8区	ジョブスポッ トの設置区 数: 13 区	ジョブスポッ トの設置区 数: 18 区(完了)	_	
当・児童手当					
児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。 児童手当は、中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。 なお、所得により支給額が異なります。	児童扶養手当 受給者数: 21,078 人 児童手当受給 者数: 307,405 人	児童扶養手当 受給者数: 20,869 人 児童手当受給 者数: 306,136 人	児童扶養手当 受給者数: 20,561 人 児童手当受給 者数: 303,572 人	児童扶養手当 受給者数: 20,089 人 児童手当受給 者数: 299,900 人	
 庭等医療費助成					
ひとり親世帯等の方が病院等で受 診した時、窓口で支払う自己負担額 を助成します。	受給対象者: 44,146 人	受給対象者: 43,790 人	受給対象者: 43,503 人	受給対象者: 43,202 人	
		1	•	•	
お子さんを横浜市立小・中学校へ 通学させるのに経済的な理由でお困 りの方に対して、学用品費、修学旅 行費、給食費などを援助します。	認定者数: 39,593 人	認定者数: 38,108 人	認定者数: 37,415 人	認定者数: 36,417 人	
福祉資金貸付					
技能修得資金や修学資金等の各種 資金を無利子又は低利でお貸ししま す。 ※平成26年度から父子も対象	件数:795件 金額: 385,077千円	件数:761 件 金額: 365,010 千円	件数:687 件 金額: 337,206 千円	件数:628件 金額: 311,351千円	
5)生活保護					
働く能力、資産、他の法律・制度 で受けられる支援や、扶養義務者からの援助などを活用しても生活が困 難な世帯の最低生活を保障するとと もに、自立に向けて支援します。	3,851 世帯 ※ 母子世帯 数 (4 月時 点)	4,058 世帯 ※ 母子世帯 数 (4 月時 点)	4,009 世帯 ※ 母子世帯 数 (4 月時 点)	3,809 世帯 ※ 母子世帯 数 (4月時 点)	
	要事業 在宅でのICT技能の習得等により、新介を対します。 ※ ※ 在宅でのICT技能の習得等により、第一次の表す。 ※ ※ 不の連携強化・雇用の促進 対象果一の連携強化・対象の連携のの調ができます。 が現果一月のななもしたでは、からのます。 ・児童子当は、いい手童養のでは、いい手童養おいます。 ・児童養おおす。 をを当して得りの表は、いいのまなり、でもというでもは、いいのでで、でもというでは、ででは、いいのでは、ででは、いいのでは、ででは、いいのでは、ででは、いいのでは、ででは、いいのでで、でで、のがで、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、	要事業 在宅でのICT 技能の習得等により、新たな就労やより希望に合った職業への転職を支援します。 ※平成 26 年事業終了 クとの連携強化・雇用の促進 求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、コーワークとの連携を強化していきます。 当・児童手当 児童扶養手当は、父母の離婚などで、父子ともを養育している母、父母に手当を支給します。 当・児童手当にいる母、父母により支給額が異なります。 定童手当は、いる方に支給されます。なお、所得により支給額が異なります。 変等医療費助成 ひとり親世帯等の方が病院等で受診した時、窓口を発育のにより支給額が異なります。 延等医療費助成 ひとり親世帯等の方が病院等で受診した時、窓口を対象者は4,146人 お子さんを横浜市立かな理由ででお困りの方に対して、学用品品貴、修学旅行費、給食費などを援助します。 記定者数:307,405人 を対象者は4,146人 お子さんを横浜市立が理由でがお困りの方に対して、学用品品貴、修学旅行費、給食費などを援助します。 記定者数:30,593人 で費、39,593人 で費、39,593人で費、39,593人で費、39,593人で費、385,077千円			

· 西 · □	ф ф		実	績	
項 目	内 容	25年度	26年度	27年度	28年度
6)特別乗車券	交付事業				
特別乗車券交付事業	児童扶養手当受給世帯・母子生活 支援施設入所世帯の方に、市営バス・民営バス(ただし、市外で乗車 し、かつ降車する場合を除く)・市 営地下鉄・金沢シーサイドラインの 無料特別乗車券を交付します。	特別乗車券交 付枚数: 18,221 枚 シーサイドラ イン定期券交 付枚数: 408 枚	特別乗車券交 付枚数: 18,089 枚 シーサイドラ イン定期券交 付枚数: 399 枚	特別乗車券交 付枚数: 17,852 枚 シーサイドラ イン定期券交 付枚数: 378 枚	特別乗車券交 付枚数: 17,560 枚 シーサイドラ イン定期券交 付枚数: 401 枚
4 養育費確保	の支援				
1)法律相談					
法律相談	養育費の取り決めについて、弁護 士による法律相談を実施し、養育費 の確保を図ります。	法律相談: 121 人 427 件 (内養育費 100 件)	法律相談: 122 人 443 件 (内養育費 108 件)	法律相談: 135 人 428 件 (内養育費 113 件)	法律相談: 147 人 560 件 (内養育費 133 件)
2)養育費についての啓発					
養育費につい ての啓発	養育費の負担は、子どもの成長の ために必要不可欠であり、子どもの 親として義務であること等を啓発し ていきます。	養育費セミナ ー: 2回25人	養育費セミナ ー: 2回22人	養育費セミナ ー: 3回30人	養育費セミナ ー: 4回45人
5 相談・情報	提供				
1)相談・情報	提供の充実				
相談・情報提 供の充実	ひとり親を対象に、生活全般の相 談にきめ細かく応じられるよう、相 談・情報の強化を図ります。	当職員研修」、	重事業の担当者説 「養育費に関する∂ せることによる窓	研修」等の実施に	
2)離婚前の相	談				
離婚前の相談	DV被害者の方や離婚調停中の方 等の離婚前の悩みについても、区役 所の窓口や、母子家庭等就業・自立 支援センターの夜間日常生活電話相 談、法律相談、就労相談等で応じま す。	電話相談: 121 件 法律相談: 83 件	電話相談: 125 件 法律相談: 84 件	電話相談: 207 件 法律相談: 74 件	電話相談: 207 件 法律相談: 81 件
3)支援者の研究	3)支援者の研修				
支援者の研修	ひとり親家庭の相談全般に対応出 来るよう支援者に研修を実施し、専 門性の向上を図ります。	5 (1) に同じ			

項目	内容		実	績	
	P) 台	25年度	26年度	27年度	28年度
6 子どもへの	サポート				
1) ひとり親子	ども相談				
ひとり親子ど も相談	区役所等の日常生活相談において、ひとり親家庭に理解のある相談 員が、子どもからの様々な相談に応 じます。	5 (2) に同じ			
2) 子ども自身の相談を受ける団体・機関との連携					
子ども自身の 相談を受ける 団体・機関と の連携	子ども自身からの相談を受ける団体や機関に対し、ひとり親世帯の生活状況や支援制度等について情報提供等を行います。 また、マザーズハローワーク等における子どもを対象とした職業教育事業等と連携し、子どもの将来に向けた意識付け等を支援します。	実施事業につい母子家庭等就業	て情報提供。 ・自立支援センタ	計画を配布し、実 一の夜間電話相談 記載したチラシを	の中で、子ども
3) 学習支援事	. 業				
※平成 28 年原 ・寄り添い	(寄り添い型学習等支援事業) 度より、次の2事業に変更 型生活支援事業(こども青少年局所管 型学習支援事業(健康福祉局所管)	čán)			
学習支援事業	経済困窮や養育に課題があり支援 を必要とする小・中学生に対し、学 習支援や生活支援を行います。	寄り添い型学 習等支援事業 実施区数: 12区	寄り添い型学 習等支援事業 実施区数: 18区	寄り添い型学 習等支援事業 実施区数: 18区	寄り添い型学 習等支援事業 実施区数: 18区
4)面会交流支援事業					
面会交流支援 事業	子どもの両親双方の面会交流につ いての条件等を調整し、面会を実施 することで子どもの健やかな育ちに			めの市民向け講座 (FPIC)・法テラス	

つなげます。

● 第3期計画の振り返り

第3期の主な取組

○ 子育てや生活の支援

生活の場の安定を図るため、ヘルパー派遣事業の拡充や、疾病・疲労等により 一時的に養育が困難になった場合に児童家庭支援センターなどで子どもを預かる子育て短期支援事業を拡充しました。

保育所入所や市営住宅入居について引き続き優先度を高めるほか、生活面で重点的な支援が必要な母子については、母子生活支援施設において自立に向けた支援を行いました。

○ 就業の支援

母子家庭等就業・自立支援センターの 就労支援員を区に派遣し、就職活動の仕 方から職業紹介まで、一人ひとりの状況 に応じたマンツーマンによるきめ細かな 就労支援を実施しました。

在宅就業支援事業(H26 終了)を実施するとともに、各区役所内にハローワークの職業紹介窓口となるジョブスポットを設置しました。

また、能力開発を行う自立支援給付金 事業や、ひとり親が働きやすい職場環境 を備えた企業の開拓・確保を推進しまし た。

○ 経済的支援

児童扶養手当、児童手当や医療費助成など、生活維持のための経済的給付に関する制度周知を実施しました。

また、経済的負担の軽減のため、市内 バス、市営地下鉄等の利用を対象とした 特別乗車券を交付するとともに、貸付や 奨学金の制度周知を実施しました。

課題

- ヘルパー事業についてはニーズが高まっており、十分な財源や事業者の確保が急務となっています。
- 住宅の確保については市営住宅の優先枠を設けますが、それでも不十分との意見が多く、民間における低家賃住宅の更なる確保策が求められています。
- ひとり親家庭が安心して地域で暮らすことができるよう、引き続き地域での関係者のつながりづくりに取り組む必要があります。
- ひとり親の職探しは、就労形態と子育て との両立の難しさから、希望と実際の就 労にミスマッチが生じやすく、結果とし て非正規率が高くなり、子どもの貧困状 況の要因のひとつとなっています。
- 貧困の連鎖の解消に向け、本人の状況や 生活条件に即した、きめ細かな就業支援 の推進が必要です。
- 収入の安定だけでなく、親の自己肯定感の高まりや子どもへの関わりが前向きになるなど、生活の安定にもつながるため、単なる就労の支援だけでなく、心理面のノウハウなど支援の質の向上が重要です。
- 経済的支援は、一番助かるという声も 多く、大きな支援になっています。一 方、子供が大きくなり手当の対象から 外れてから自立を模索しても、就職先 が限られるなど厳しい現状もあり、中 長期的な展望をもって、自立を支援し ていくことが必要です。
- 手当の対象でなくなった途端に各種制度も使えなくなり、生活の落差が大きいことが不安となる場合もあるため、マネープランなど将来展望を示しながら、伴走型で支援するなどきめ細やかな支援が求められています。

第3期の取組

○ 養育費確保の支援

養育費の確保のためのパンフレット 等により制度周知を強化しました。 (離婚前からの意識付けや離婚時の取 決め)

両親の養育費の取り決めについて、 弁護士による無料法律相談やセミナー 等を実施しました。

○ 相談・情報提供

区役所こども家庭支援課、戸籍課等に 名刺大の情報提供カードを配置し、相談 窓口を周知しました。

また、メルマガの配信により、直接届 く情報提供につとめました。

(6) 子どもへのサポート

学習意欲の醸成などを目的に、経済 的困窮状態にある等、養育環境に課題 があり支援を必要とするひとり親家庭 の子どもに対する、生活・学習支援を 実施しました。

課題

- 民法改正などによる権利擁護の高まりを受け、養育費の相談や法律相談のニーズが増加しており、対応が求められています。
- 離婚前からの情報提供について、戸籍 課と連携するなど、制度周知の取組の 強化が必要です。
- 面会交流については、課題も多く、親 の権利だけでなく、子どもの心理的影響に配慮し、子どもの意志を尊重し権 利を保障するような支援が必要です。
- 制度がよく知られていないという意見が多く、引き続きわかりやすい総合的な情報提供・相談機能の強化に取り組む必要があります。また、相談窓口におけるワンストップ的な対応が求められています。
- 情報提供や相談が様々な場面で展開されるよう、当事者団体や関係機関による連携を促進し、多面的に取り組んでいく必要があります。
 - 貧困の連鎖の防止の視点から、子ども への学習支援や生活支援など、子ども 自身に届く支援の推進が重要となって います。
 - 地域では子ども食堂の取組がはじまっており、ゆるやかな地域の見守り機能としても取組が広がるよう、推進していく必要があります。
 - 現在の支援の取組は中学生から高校生への進学の時期が中心となっていますが、もっと早い時期からの支援が必要との声が多く、小学生、幼児期からのかかわりも重要となってきています。
 - 給付型の奨学金も増えてきており、親だけでなく子どもへも制度周知をはかり、意欲につなげていくことも大切です。

横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要

1 調査の概要

(1) 調査目的

ひとり親家庭の生活実態に関する基礎的データの把握のため

(2) 調查期間・方法

平成29年5月19日から平成29年6月5日まで郵送配布・郵送回収により調査

(3) 調査対象・回収状況

住民基本台帳から平成 27 年の国勢調査上の横浜市の母子家庭の 15%、父子家庭の 45%を 抽出率として、無作為抽出した。

	調査票送付数	調査票回収数	調査票回収率	調査対象該当数	調査対象該当率
母子家庭	2,600	903	34.7%	736	28.3%
父子家庭	1,000	283	28.3%	245	24.5%
合 計	3,600	1,186	32.9%	981	27.3%

2 結果の概要

()内は、平成24年度前回調査

		母子世帯	父子世帯	全体
	離別	77.0% (79.0%)	64.5% (83.3%)	73.9% (79.2%)
1 ひとり 親になった	死別	10.2% (9.9%)	31.0% (11.9%)	15.4% (10.0%)
理由	未婚	7.5% (6.4%)	0.4% (0%)	5.7% (6.1%)
	別居、その他	5.3% (4.7%)	4.1% (4.8%)	5.0% (4.7%)
	賃貸住宅	46.8% (54.2%)	27.0% (23.9%)	41.7% (52.7%)
	持ち家	21.6% (23.5%)	49.4% (61.9%)	28.5% (25.4%)
2 住居の 状況	本人以外の名義の持ち家	25.4% (-)	18.8% (-)	23.8% (-)
	会社の社宅等、その他	6.2% (-)	4.8% (-)	5.9% (-)
	1か月あたりの住居費	6.7 万円	9.2 万円	7.4 万円
3 平均年間世帯総収入		361 万円 (331 万円)	643 万円 (571 万円)	432 万円 (344 万円)
4 平均年間就労収入		295 万円 (263 万円)	615 万円 (543 万円)	379 万円 (279 万円)
5 就業率		86.3% (84.7%)	89.4% (90.5%)	87.1% (85.0%)

			1	1
就業形	正社員・正規職員	44.6% (41.9%)	66.2% (76.3%)	50.1% (43.8%)
	パート・アルバイト	34.6% (38.6%)	2.7% (5.3%)	26.5% (36.8%)
	嘱託・契約社員・準社 員・臨時職員	9.0% (11.8%)	7.8% (5.3%)	8.7% (11.4%)
	人材派遣会社の派遣社 員	5.0% (3.6%)	0.5% (0%)	3.9% (3.4%)
	自営業主(商店主・農 業など)	5.0% (2.6%)	13.2% (13.1%)	7.1% (3.1%)
	会社などの役員	0.5% (-)	8.2% (-)	2.5% (-)
	自家営業の手伝い、そ の他	1.3% (1.5%)	1.4% (0%)	1.2% (1.5%)
平均就業	時間	33 時間(36 時間)	41 時間(50 時間)	35 時間(37 時間)
	上位1位	事務的な仕事	専門知識・技術 をいかした仕事	事務的な仕事
職種	上位2位	専門知識・技術 をいかした仕事	管理的な仕事	専門知識・技術 をいかした仕事
	上位3位	サービスの仕事 (資格なし)	建設の仕事	サービスの仕事 (資格なし)
副業率		8.3%	2.3%	6.8%
	取り決め率	47.2% (45.0%)	34.3% (18.9%)	44.6% (43.6%)
養育費	受給率(※)	45.5%	11.9%	38.6%
	1か月あたりの受給額 (※)	5.8 万円	2.3 万円	5.5 万円
面会交	取り決め率	30.4%	36.1%	31.6%
	実施率(※)	58.3%	62.7%	59.2%
	平均就業	パート・アルバイト 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 人材派遣会社の派遣社員 自営業主(商店主・農業など) 会社などの役員 自家営業の手伝い、その他 平均就業時間 上位1位 上位2位 上位3位 副業率 取り決め率 受給率(※) 1か月あたりの受給額(※) 面会交 取り決め率	パート・アルバイト34.6% (38.6%)嘱託・契約社員・準社員・臨時職員9.0% (11.8%)人材派遣会社の派遣社員5.0% (3.6%)自営業主 (商店主・農業など)5.0% (2.6%)会社などの役員0.5% (-)自家営業の手伝い、その他1.3% (1.5%)平均就業時間33 時間 (36 時間)上位 1位事務的な仕事上位 2位専門知識・技術をいかした仕事(資格なし)副業率8.3%取り決め率47.2% (45.0%)受給率(※)45.5%1か月あたりの受給額(※)5.8 万円面会交取り決め率30.4%	パート・アルバイト 34.6% (38.6%) 2.7% (5.3%) 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 9.0% (11.8%) 7.8% (5.3%) 人材派遣会社の派遣社員 5.0% (3.6%) 0.5% (0%) 自営業主 (商店主・農業など) 5.0% (2.6%) 13.2% (13.1%) 会社などの役員自家営業の手伝い、その他 1.3% (1.5%) 1.4% (0%) 平均就業時間 33時間 (36時間) 41時間 (50時間) 上位1位 事務的な仕事専門知識・技術をいかした仕事中門知識・技術をいかした仕事をいかした仕事(資格なし) 事門知識・技術をいかした仕事をいかした仕事をいかした仕事をいかした仕事をいかした仕事をいかした仕事をいかした仕事をいかした仕事をいかした仕事をいかした仕事をいかした仕事をいかしたけ事をいかしたけ事をいかしたけ事を対した。 副業率 8.3% 2.3% 取り決め率を表育者(※) 47.2% (45.0%) 34.3% (18.9%) 五十年 5.8万円 2.3万円 面会交取り決め率 30.4% 36.1%

[※]過去に受給または実施していた場合を含む。

(1) ひとり親家庭の世帯状況について

ア 就業・収入について

ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭の就業率は86.3%、父子家庭の就業率は89.4%となっており、前回調査から大きな変化はありません。

母子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が44.6%となっていますが、「パート・アルバイト」(34.6%)、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」(9.0%)、「人材派遣会社の派遣社員」(5.0%)を合わせた非正規職員は半数となっています。

一方、父子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が66.2%となっていますが、母子家庭と比べ、「自営業主」(13.2%)や「会社などの役員」(8.2%)の割合が高くなっています。

副業の実施状況については、ダブルワークをしている母子家庭は 8.2%、父子家庭は 1.8% となっています。また、トリプルワークをしている母子家庭は 0.2%、父子家庭は 0.5%となっています。

年間の世帯総収入(児童扶養手当、養育費等を含む)の全体平均は432万円ですが、母子家庭のみでは約4割が300万円未満となっています。母子家庭の平均収入は361万円で、前回調査の331万円から大きな変化はありませんが、父子家庭の平均収入は643万円で、前回調査の571万円から増加しています。

また、平成28年国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」の平均所得額は708万円となっており、ひとり親家庭の収入が低いことがわかります。特に、稼働収入については、「児童のいる世帯」647万円に対して、本市の母子家庭は295万円、父子家庭は615万円となっていて、母子家庭が非常に低いことが分かります。

イ 住居について

母子家庭は 46.8%が賃貸住宅(「民間の賃貸住宅」、「市営・県営団地」、「公団住宅」)に住んでいますが、父子家庭は 49.4%が持家に住んでいます。

住居費については全体で73.1%が負担しており、母子家庭の平均住居費は6.7万円、父子家庭の平均住居費は9.2万円となっています。

ウ 養育費について

養育費について取り決めをしている世帯(「取り決めをしている」、「子によって違う」)は 44.6%で、前回調査とほぼ同じです。養育費の受給状況については、「現在も受けている」が 27.0%、「受けたことがあるが現在は受けていない」が 11.6%となっています。

養育費の受給額については、全体平均は月額 5.5 万円ですが、母子家庭では月額 5.8 万円、 父子家庭は月額 2.3 万円となっています。

エ 面会交流について

面会交流について取り決めをしていない世帯は 62.7%です。面会交流の取り決めをしていない理由は、母子家庭では「相手と関わり合いたくないから」が 41.6%と最も多く、父子家庭では「取り決めをしなくても交流できるから」が 43.3%と最も多くなっています。

(2) ひとり親家庭の子どもについて

ア 小学生の放課後の居場所について

小学生の子どもが放課後(19 時まで)に過ごしている場所は、「自宅」が 61.7%と最も多くなっています。

1週間のうち、19時以降に子どもだけで留守番する頻度については、「ほとんどない」が71.0%と最も多くなっています。

イ 子どものことで悩んでいることについて

現在、特に悩んでいることについては、「子どもの教育費の負担」が最も多く、母子家庭では 40.6%、父子家庭では 20.0%となっています。次いで「子どもの進学や受験のこと」が母子家庭では 16.8%、父子家庭では 19.6%となっています。

(3) ひとり親家庭になったときに困ったこと

ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が 57.6%で、 次いで「炊事洗濯等の日常の家事ができない」38.9%となっています。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭に比べ、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」の割合が高くなっています。

また、アンケート調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、39.6%と多くの人が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。

(4) 福祉制度の認知状況

福祉制度の認知状況については、「区役所福祉関連窓口」(71.2%)、「児童相談所」(84.3%)、「公共職業安定所(ハローワーク)」(91.3%)、「市営住宅」(82.0%)、「児童扶養手当」(91.4%)、「ひとり親家庭等医療費助成」(75.8%)、「就学援助」(70.7%)、「生活保護」(90.5%)、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」(73.0%)の認知度は高くなっています。

「ジョブスポット」(12.6%)、「母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金」(16.5%)、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援」(8.6%)、「民間住宅あんしん入居」(9.8%)、「子育て短期支援事業」(10.1%)、「寄り添い型学習支援・寄り添い型生活支援」(7.7%)、「夜間電話相談」(13.0%)の認知度は低くなっています。

福祉制度を知った方法については、「区役所の相談窓口」(50.2%)、「ひとり親家庭のしおり」(40.6%)、「横浜市のホームページ」(19.2%)といった行政の広報が多くなっていますが、「友人・知人」の割合も17.2%となっています。

様々な福祉制度について利用したかったが利用できなかった理由については、「利用したかった時に制度を知らなかったから」が 42.1%で最も多くなっています。

「ひとり親サポートよこはま」の連絡先を載せた情報カードを平成 26 年 10 月から区役所の窓口で配布していますが、認知度は 14.9%となっています。

(5) 相談相手について

相談相手がいる母子家庭は 74.9%、父子家庭は 49.8%となっています。相談相手が欲しい 母子家庭は 12.6%、父子家庭は 20.4%となっています。

ひとり親の方や、そのお子さん同士が交流できるイベントやサークル活動があった場合、参加してみたい母子家庭は 22.3%、父子家庭は 29.4%と、父子家庭の方が高くなっています。

ヒアリング調査結果の概要

1 ヒアリング状況

		ヒアリング対象	実施日
1	民生委員・児童委員	主任児童委員連絡会	7/13
2	市社協	市社会福祉協議会事務局	7/21
3	保育園	市立保育園課長園長会議(課長園長)	6/21
4	幼稚園	市内私立幼稚園4園 (うち認定こども園2園)	7/4~ 7/11
5	小•中学校	方面別学校教育事務所	7/7
6	地域子育て支援拠点	横浜子育てパートナー連絡会議	6/27
7	母子生活支援施設	県母子生活支援施設協議会	7/10
8	横浜市男女共同参画センター	男女共同参画センター横浜	7/24
9	ひとり親関連事業受託法人	2事業者 (日常生活支援事業、児童家庭支援センター 事業、ひとり親の生活・学習支援モデル事 業、寄り添い型生活支援事業 受託法人)	6/30 及び 7/14
10	区こども家庭支援課	区こども家庭課社会福祉職幹事区会 (社会福祉職専任職、社会福祉職)	6/1
11	区生活支援課	健康福祉局生活支援課 (社会福祉職※区生活支援課業務経験者)	7/28
12	当事者団体①	一般財団法人 横浜市母子寡婦福祉会	8/13
13	当事者団体②	一般社団法人 日本シングルマザー支援協会	7/27
14	当事者団体③	NPO法人 しんぐるまざーず・ふぉーらむ	7/24

2 主なヒアリング項目

- ・ひとり親家庭の状況、親・子どもの様子
- ・ひとり親として生活をしていく上で、あるいは支援をしていく上で課題・困難に感じていること

等

- ・ひとり親家庭への支援として有効と考える支援
- ・今後より一層必要と考えられる支援の内容

3 ヒアリングから見えてきた状況

(相談)

- ○ひとり親の方は、忙しい合間をぬって相談に来ているので、なかなか余裕がない。区役所も土日が開いているわけではない。余裕をもって十分な情報提供を受けられるよう、相談に乗れる体制が必要。(支援者)
- ○養育費の確保や様々な支援など、もっと離婚時から事前に情報を知ることができていれば、ここまで困窮に至らず済んだのでは、と後になって思う。(当事者)
- ○戸籍の窓口で離婚時から相談にのるなど、早いうちからの情報提供が大事だ。(支援者)

(子どもへの支援・教育)

- ○ひとり親の子は、わりと早いうちから人生をあきらめがちであるように感じる。不安定な親や、 弟妹を自分が支えなければと、自らそこにアイデンティティを置いている場合もあるが、もう少 しその子の生活・学習の機会が保証されてもよいのではないか。(支援者)
- ○できれば早いうちからの学習支援、子どもに直接届く支援が必要。(支援者)
- 〇子どもにはできるだけ進学して、困窮状況から巣立ってほしいと思っているが、進学費(学費以外にも必要なこまごまとした経費も)が重荷であり、将来が不安。(当事者)
- 〇子どもは、親の様子をみて、これ以上無理をさせられないと、進学をあきらめてしまうケースも 依然多い。奨学金などの情報は大人への情報が中心となっているが、もっと子どもの後押しにな るような、子ども目線の情報提供ができないものだろうか。(支援者)

(自立支援)

- 〇子どもが大きくなって、児童扶養手当がなくなってから自立となっても、就職先が厳しく、気づくのが遅いという印象が否めない。早い時期から自立を支援していかないと、依存せざるをえず、なかなか困窮状態の解消は厳しい。(支援者)
- 〇自立をしたくない人はゼロである。児童扶養手当の受給時と、そこから少し稼ぎがアップして離脱した時の様々な優遇策がなくなることのギャップが大きい。離脱した人には例えば一定期間税が優遇される、あるいはひとり親医療が一定期間は使えるといったような緩和策も必要(当事者)
- 〇ひとり親になった理由は様々でも、共通しているのは喪失感。自己否定感が(親子ともに)低い 部分を高めていくことも、自立支援には必要。(支援者)

(福祉的課題)

○ひとり親であること自身が課題ではなく、ひとり親×○○と他の課題が重なり深刻化する。ひとり親の抱える課題状況をカテゴライズし、その層その層ごとの支援が必要。(支援者)

〇福祉的課題が強い世帯は、ひとり親であるからというより、その他の要因が大きいように思う。 子どもが障害を抱えているだけでなく、親自身も障害を抱えていたりする。障害を抱える子、方 への支援も並行しながらひとり親支援を考えることも重要ではないか。(支援者)

(住宅)

- ○住宅に関する困難が大きいと感じている。他都市ではひとり親への住居費手当などあったりするが、もう少しひとり親が入りやすい住宅の確保・施策が必要ではないか。(支援者)
- 〇やはり、横浜市は家賃が高い。10万近くがザラだ。公営住宅はなかなかあたらない。住宅費に費 やすお金を減らすことができれば、その分、収入がアップしたことと同じで、貯蓄など子どもへ 回せるお金も増える。現在は、公営住宅にあたった人はラッキー、という状況だ。(当事者)

(父子への支援)

- 〇母子だけでなく、父子家庭への支援も必要。特に子の育ちからみた生活面の支援。(支援者)
- ○父親がそれでいい、と思っていることが、子の育ちからみると課題がある場合も多い。母子と比べて父子への支援の少なさをみると、もう少し積極的な支援ができないものか。また、当事者同士の意見交換の機会などもあってよいのではないか。(支援者)

(地域展開)

- ○区役所にいくのがハードルが高いと感じているひとり親の方の様子もうかがえる。もっと身近な 相談窓口が必要なのではないだろうか。拠点でも、ひとり親同士の交流などもっと考えていって よいと思うが、そのノウハウがない(支援者)
- 〇地域でのよりそい、つながりづくりの必要性と"主たるかかわりを持つ人"をどうつくるか。高齢者の地域支援の仕組みのようなものが、ひとり親など困難を抱える子育て世帯にもあるとよい。(困難な高齢者を地域ケアプラザの地域コーディネーターに相談できるような感じで)(支援者)
- 〇子ども食堂や、地域の人たちによる学習支援といった取組は有効と思っている。子どもだけでなく多世代支援にもつながるし、そのようなゆるやかな見守り機能が地域には必要で、尽力したいと思っている。ただ、今のところ、本当はきてほしい、課題を抱えている子どもたちが子ども食堂に来ているかというと、まだそういう状況ではない。(支援者)

横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会

● 委員

	所属	役職	氏名
1	(公財)横浜市男女共同参画推進協会	事業企画課長	白藤 香織
2	母子生活支援施設 カーサ野庭	施設長	髙橋 智一
3	(社福)横浜市社会福祉協議会	地域活動部長	田邊 裕子
4	(社福)たすけあいゆい	理事長	濱田 靜江
5	本間法律事務所	弁護士	本間 春代
6	マザーズハローワーク横浜	統括職業指導官	松田 利花
7	(一財)横浜市母子寡婦福祉会	理事長	道下 久美子
8	横浜市民生委員児童委員協議会	理事	峰松 雅子
9	立教大学コミュニティ福祉学部	教授	湯澤 直美

(50音順 敬称略)

10	鶴見区こども家庭支援課	課長	中澤智
11	横浜市南浅間保育園	園長	西川 洋子
12	瀬谷区こども家庭支援課	課長	柴山 一彦
13	横浜市中央職業訓練校 (経済局雇用労働課担当課長)	校長	石川 裕純
14	健康福祉局生活支援課	課長	鈴木 茂久
15	建築局住宅政策課	課長	磐村 信哉

- 事務局

所属	役職	氏名
こども青少年局こども福祉保健部	部長	細野 博嗣
こども青少年局企画調整課	課長	福嶋 誠也
こども青少年局保育・教育運営課	課長	武居 秀頼
こども青少年局こども家庭課	課長	谷口 千尋

平成30年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議の開催について

平成 29 年度に引き続き、計画推進及び支援者のネットワークづくりなどのため、支援者 や有識者による会議を開催します。30 年度は年 2 回程度の開催を予定しています。

【開催スケジュール (予定)】

平成 30 年	第1回	・平成 29 年度計画推進の取組の振り返り	
7~9月	会議開催	・平成30年度計画推進の取組み等に関する意見交換 等	至
平成 31 年	第2回	・平成 30 年度の計画推進の取組状況	
2~3月	会議開催	・今後の取組に関する意見交換等	